

## 第5章

### 「アラブ社会主義」憲法における人権

#### 第1節 「アラブ社会主義」憲法

本章の課題は、いわゆる「アラブ社会主義」憲法における人権規定の特質を明らかにすることである。ただし、その場合、「アラブ社会主義」憲法とは何かということが、直ちに問題にならざるをえない。本章でのこの語の意味について、アラブ諸国の憲法の中で、憲法典中に「社会主義」の語を含む憲法であると定義しておきたい。なお、あらかじめ断っておけば、本章では考察の時期を1976年までに限定せざるを得なかった。1976年は、いわゆる西サハラを領土として独立宣言を行ったサハラ・アラブ民主共和国政府が、モロッコとモーリタニアとの西サハラ分割宣言に対抗して社会主義を国家目標として掲げる憲法を採択する一方で、アルジェリアが社会主義の理念を全面的に展開する新憲法を採択した年であり、憲法史的にみた場合、アラブ社会主義の頂点ともいべき年であった。

第1表は、アラブ諸国における憲法の中で、「社会主義（ishutirākīya）」の語が登場する1976年のアルジェリア憲法までの憲法を時系列に示したものである。<sup>(1)</sup>

用例から明らかなように、いずれの憲法の場合においても、国家の基本的性格と関連づけられて用いられており、さしあたり、社会主義の語の有無によって社会主義憲法を定義することに問題はなさそうである。

最初の社会主義憲法は、1963年のアルジェリア憲法であり、1964年にはアラブ連合（エジプト）、シリア、イラクの各国の憲法がこれに続く。1969年にはリビア、70年には南イエメン、71年にはスーサン、76年には西サハラがそれぞれ社会主義憲法を採用する。なお1971年にエジプト、シリア、リビアの3カ国によって結成されたアラブ共和国連邦によって採用された連邦憲法も加盟諸国の憲法と同様、社会主義憲法になっている。またこの間、アルジェリアは1回（1976年）、エジプトは1回（71年）、シリアは2回（69年、73年）、イラクは2回（68年、70年）、スーサンは1回（73年）、それぞれ全面的な憲法改正を行っているが、いずれも社会主義の語を保持している。というよりもむしろ、社会主義の語の登場回数は一般的には増加しており、内容的に見ても、憲法における社会主義規定は、強化されていったのである。

用例についてもう少し見れば、アルジェリアの場合、「社会主義」の語がもっぱら単独で用いられるのに対し、南イエメンの場合は「科学的社会主義」、エジプトの場合には、「民主的社会主義」というふうに修飾語つきの社会主義となっていることがわかる。西サハラ（1976年）はアルジェリア型、スーサンの場合（71年、73年）はエジプト型と言える。イラクの場合（1963年、70年）は、なるほど修飾語なしの「社会主義」の語が用いられてはいるものの、1970年憲法の場合、「統一、自由、社会主義」というアラブ社会主義バース党によって採用されたスローガンと同様の三位一体のセットの中で用いられる例が見られる。このようなバース党流の用法は、シリアの場合（1964年、69年、73年）に；むしろ頻繁に登場する。それゆえ、イラクとシリアとをバース党型と名づけてもよい。ただし、バース党流のものとはやや異なる同様の三位一体のスローガンは、「自由、社会主義、統一」という形で、1964年のアラブ連合（エジプト）、69年のリビア憲法にも登場する。そして、エジプト、リビア、シリアの3カ国で結成したアラブ共和国連邦は1971年に「民主的社会主義」の規定を採用している。したがって、リビアおよびバース党型のシリア、イラクは、それぞれ独自の変種としてエジプト型に近い、とすべきかもしれない。

このように、社会主義の語が登場するにしても、必ずしもその使われ方は一様ではなく、したがってその意味するところも相当に異なることを予想せしめる。本章では、もっぱら憲法典の側面から、このようなアラブ社会主義諸国間の相違をも明らかにすることに努めたい。

なお、一時期、明らかに「社会主義」的政策を取り、一般にアラブ社会主义国に数えられていたチュニジアの場合、憲法に「社会主義」の語が登場しないために、この表に掲げていない。それにもかかわらず、本章では、社会主義の語の登場するこれらすべてのアラブ諸国憲法のみを、アラブ社会主義憲法と呼び、一括して分析対象としたい。というのも、本章は、アラブ社会主義体制論を一挙に展開することを意図するものではなく、あくまで憲法典の分析に限定して、その課題に迫りたいからである。憲法典それ自体について見た場合に、チュニジアがついにアラブ社会主義憲法を持たなかったことは、チュニジアにおける「アラブ社会主義」を論ずる場合には重要な論点となるはずである。

ただし、「社会主義」の語の登場のみをもって憲法全体の性格を規定し、分析対象を限定したうえで、その性格を云々することの危険性は、筆者も自覚している。そこで、第2節においては、アラブ諸国全体における憲法典を対象として人権規定の歴史的展開を分析することにしたい。そうすることによって、「アラブ社会主義」憲法のその他のアラブ諸国憲法に比較しての特質が示されるはずだからである。そして、第3節では、「アラブ社会主義」憲法それ自体の分析を行うことにしたい。

第1表 「社会主義」の語の登場するアラブ諸国憲法

公布年 / 月 / 日	名 称	登場回数	登場箇所と用例 (数字は憲法の条文)
1963/10/10	アルジェリア民主主義人民共和国憲法	5	「社会主義の原則」,「社会主義の実現」,「社会主義建設の任務」(前文),「人民の社会主義的な諸希求」(22),「民族解放戦線は, …社会主義を建設」(26)
1964/ 3 / 23	アラブ連合共和国暫定憲法	7	「自由, 社会主義, 統一の旗」,「社会主義連合」(前文),「アラブ連合共和国は民主的社会主义国家」(1),「アラブ社会主義連合は人民の代表権力」(3),「国家の経済的基礎は社会主义体制」(9),「市民は社会主义体制の基礎, …人民的所有を保護, 強化しなければならない」(15),「軍隊の任務は, …社会主義的獲得物を保護」(23)
1964/ 4 / 25	シリア・アラブ共和国暫定憲法	7	「シリアは, 民主, 人民, 社会主義, 主権共和国である」(1),「国家社会主义経済計画」,「社会主義を基盤とする国家経済の建設」(18),「社会主义人民革命の目的」(22),「生産手段の集團所有は社会主义社会の基盤」(24),「国民評議会の成員は, …以下の宣誓を行う。…統一, 自由, 社会主義という革命の目的の実現に向かって努力…」(37),「大統領及び大統領評議会の成員」の同上の宣誓義務(49)
1964/ 5 / 3	イラク共和国暫定憲法	2	「イラク共和国は, 社会主義国家であって, その民主主義及び社会主義の原理は, アラブの遺産及びイスラームの精神に由来する」(1)
1968/ 9 / 21	イラク共和国暫定憲法	1	「経済体制は, …社会主義の達成を目的とする」(12)

1969/5/25	シリア・アラブ 共和国暫定憲法	21	「統一、自由、社会主義によって代表されるアラブ民族の目標」、「アラブ・バース社会主義党の指導」、「司令部は、…社会主義発展の条件を保持」、「社会主義体制建設への前進」、「統一されたアラブ社会主義社会の建設」(前文)、「シリア・アラブ地域は、民主、人民、社会主義、主権国家である」(1)、「社会と政府における支配政党は、アラブ・バース社会主義党である」(7)、「軍隊及びその他の防衛組織は、…社会主義的目的の擁護に責任」(10)、「国の経済は、計画された社会主義経済」(12)、「教育及び文化の制度は、…統一、自由及び社会主義という国家目標のため…、かつアラブの民族的・社会主義的世代の創設に資するものとする」(17)、「国は、社会主義的民族文化を奨励」(19)、「科学的業績は、アラブ社会主義の進歩の主要因」(20)、「アラブ社会主義の建設」(24)、「すべての市民は、…社会主義体制を擁護する…責任」(36)、「アラブ社会主義社会の建設とその体制の保護」、「社会主義経済の計画及び樹立」(44)、「アラブ・バース社会主義党の地域司令部の提議により共和国大統領を指名」(48)、「人民議会の議員は、以下の宣誓を行う。…統一、自由及び社会主義というアラブ民族の目標を実現」(51)、「国家元首」の同上の宣誓義務(59)、「大臣会議の議長及び大臣」の同上の宣誓義務(66)
1969/12/11	リビア・アラブ 共和国暫定憲法	3	「自由、社会主義、統一という目標」(前文)、「国家は、…社会主義を実現

			することを目標とする。…社会における社会主義的諸関係を樹立」(6)
1970/7/17	イラク共和国 暫定憲法	5	「基本的目标は、单一のアラブ国家の実現と社会主義体制の建設」(1), 「科学的、革命的基础に基づいた社会主義体制を確立」(12), 「教育は、…アラブの統一、自由、社会主義を実現するために」(28), 「革命司令部評議会は、…アラブ社会主義バース党的地域指導部の中から12名を超えない新しい成员を選出…」(38), 「革命司令部評議会議長、副議長、成员は…次の宣誓を行う。…統一、自由、社会主義を目指すアラブ国家の目標を実現するため…」(39)
1970/11/30	イエメン民主人民 共和国憲法	4	「イエメン人民は、…自由意思を伴う社会主義の手段として民族民主革命を達成することを希求し」(前文), 「民族戦線組織は、科学的社会主義に基づいて…指導」(7), 「国家は、民族民主革命が…科学的社会主義に基づいて達成されるように、社会を指導」(8), 「国家は、革新的なアラブ諸国、アラブの人民、及び社会主義的・革新的・平和愛好諸国との関係を強化する」(13)
1971/8/13	スーダン民主共和国 政令第5号(スーダン民主共和国暫定憲法)	9	「スーダン民主共和国は、民主社会主义国家」(3), 「スーダン社会主義連合共和国は、…唯一の政治組織」(6), 「経済体制は、社会主義体制」(8), 「人民軍は、…社会主義の獲得物…の保護を委託される」(9), 「スーダン社会主義連合は、共和国大統領を指名」(15), 「共和国大統領は、…宣誓を行う。私は、全能の神かけて、革命的社会主义体制を維持し」

			(17), 「副大統領」の同様の宣誓義務 (18), 「首相及び各大臣」の同様の宣誓義務 (31), 「人民議会議員」の同様の宣誓義務 (43),
1971/ 9 / 2 (批准・施行)	アラブ共和国連邦 憲法	4	「シリア・アラブ共和国, リビア・アラブ共和国, エジプト・アラブ共和国のアラブ人民は, …民主主義的社会主義体制の樹立を信じ,」(前文), 「統治体制は, 民主主義的社会主义とする」(4), 「統合アラブ社会主义社会の実現のために努力」(9), 「民族的, 社会主義的, かつ信仰深い, アラブ人の世代の形成を目指す」(14-5)
1971/ 9 / 12	エジプト・アラブ 共和国憲法	12	「エジプト・アラブ共和国は, …民主的社会主義共和国」(1), 「経済的基盤は, 社会主義体制」(4), 「アラブ社会主义連合は, 民主主義と社会主义の価値を深めるための…連帯の手段」(5), 「社会は…社会主義的行動…の保持に留意」(12), 「国有財産は, …社会主義体制の基礎」(33), 「労働組合の成員間の社会主义的行動の強化」(56), 「社会主義の達成を保護し, 強化することは, 国民の義務」(59), 「社会主義検察長官は, …社会主義の達成と社会主義的活動を守る」(179), 「軍隊は, …社会主義の達成を守る」(180)
1973/ 3 / 12	シリア・アラブ 共和国恒久憲法	20	「統一, 自由, 社会主義というアラブ民族の目標」, 「アラブ・バース社会主義党の指導, …統一された社会主义アラブ社会を建設するため, …民族主義者と社会主义者の闘争とを連結」, 「社会主義秩序確立のための前進」(前文), 「民主・人民・社会主义の国家」(1), 「憲法の宣誓は, 次のよう

			にする。私は、…統一、自由、社会主義というアラブ民族の目的を実現」(7),「指導的政党は、アラブ・バース社会主義党」(8),「軍隊その他の防衛組織は、…統一、自由、社会主義という革命の目的を確保」(11),「国家経済は、…社会主義計画経済」(13),「教育及び文化制度は、…社会主義的民族主義者の世代を作り出すこと」(21),「民族主義的社会主義の教育は、統一された社会主義アラブ社会を建設するための基礎」(23)「科学的業績は、社会主義アラブ社会の進歩のための基本的要素」(24),「市民は、…社会主義体制を強化する方法により、監督及び建設的批判に参加する権利を有する。」(38),「市民は、…社会主義の統一体制を尊重する義務」(40),「女性が社会主義アラブ社会の建設に参加することを妨げる制約を除去」(45),「人民組織は、以下の事項を実現するために…各種委員会に参加するものとする。①アラブ社会主義社会を建設し、その体制を守る、②社会主義経済の計画及び指導」(49),「議会は、アラブ・バース社会主義党の地域指導部の提案に基づき、大統領選挙のため」(84)
1973/4/14	スーダン民主共和国 恒久憲法	12	「自由と社会主義及び民主主義の追求」、「新しい民主社会主義社会の基礎を築く」(前文),「单一の民主社会主義主権共和国」(1),「スーダン社会主義連合は、唯一の政治組織…民主主義、社会主義、民族統一の価値を増進」(4),「社会の経済的基礎は、社会主義体制」(30),「大統領は、スー

			ダン社会主義連合により…任命」(80),「共和国大統領は, …以下の宣誓を行う。私は, 5月革命によって創設された共和制の革命的社会主義体制を忠実に守り…」(85),「副大統領」(88),「大臣」(90),「人民議会議長」(128),「人民議会議員」(130)の同様の宣誓義務
1976/ 8/30	サハラ・アラブ民主共和国憲法	1	「社会主義の実現と社会的公正の実施は国家目標」(4)
1976/11/19	アルジェリア民主人民共和国憲法	38	「社会主義の選択という枠組み」,「社会主義のための後戻りのできない選択」,「社会主義の物質的基礎の創出を目指す発展のための闘争」(前文),「アルジェリア国家は社会主義国である」(1),「社会主義」(第2章の表題),「民族的独立を成し遂げることのできる唯一の道たる社会主義」,「国民憲章の文面と精神にしたがって理解される社会主義」,「…社会主義革命は, 人間による人間の搾取の廃絶を目指す」(10),「社会主義が意図するもの」,「社会主義革命」,「社会主義が立脚する社会的・経済的体制」(11),「社会主義は次の3つの目標を有する。①民族的独立の強化, ②人間による人間の搾取から解放された社会の建設, ③人民の地位の向上と人民の自由の開花」(12),「生産手段の社会化は, 社会主義の基礎的な土台」(13),「国家が…委任する社会主義企業」(15),「文化革命, 農業革命, 工業革命, 地域の均衡, 社会主義的管理形態は, 社会主義の建設の根本的基礎」(18),「社会主義革命の獲得物の防衛」(19),「社会主義的村落

の建設」(20), 「工業革命は…社会主義の展望の中に設定」(21), 「企業の社会主義的管理形態は, 勤労者を解放する要因を形成」(23), 「アルジェリア社会は, 《各人からは能力に応じて, 各人に対しては労働にしたがって》という社会主義の原則によって規律される」(24), 「アルジェリア社会主義国家の目標は, 社会主義的組織化の原則に基づく社会の根本的改革」(28), 「社会主義革命を侵害する目的で権利並びに自由行使するものの, 権利並びに自由の喪失」(73), 「市民は, …社会主義革命の獲得物を尊重しなければ」(75), 「女性は, 社会主義の建設と民族の発展に完全に参加しなければならない」(81), 「人民軍は社会主義の建設に参加」(82), 「民族解放戦線は, 社会主義の理念によって鼓舞され…民族解放戦線の闘士は, …最終目標を社会主義の勝利に置く」(95), 「民族解放戦線は, 社会主義革命の指針であり, 社会の指導勢力」(97), 「大衆組織は, 国家の発展と社会主義の成功に…責任を負う」(100), 「共和国大統領は, 以下の宣誓を行う。…社会主義の選択という後戻りのできない性格を支持」(110), 「裁判は, 社会主義革命の獲得物の防衛及びその利益の保護に貢献する」(166), 「裁判官は, 社会主義革命の防衛と保護に貢献する」(173), 「監督権は, 社会主義国家を特色づけるのに必要な機構の一部」(183), 「人民議会は, 社会主義的企業体の監督を行う」(189), 「会計検査

		院は、…社会主義企業体の会計検査を行う」(190),「憲法改正に関するいかなる政府案も、以下の事項を損なうことはできない。…③社会主義的選択」(195)
--	--	--

(出所) 筆者作成。各国憲法のテキストについては、注(1) を参照。

## 第2節 アラブ諸国憲法の展開における人権

人権なることばは、歴史的には、1789年のフランス国民議会による「人及び市民の権利宣言」に始まり、1948年の国連総会による「世界人権宣言」、その後の「国際人権規約」等の諸条約に至る系譜をもつ。そして、当然その意味、内容をなすとされる権利のカタログも変化してきている。すなわち、もっぱら自由権を指すものから、参政権、社会権を含むものへと、その意味内容が拡大してきた。最近では、「第3世代の人権」の主張に見られるように、さらに人権の意味内容を拡大しようとする動きさえ見られる<sup>(2)</sup>。本章では、このような動きにも関心を払いつつ、人権なる語を、その最も広い意味において用いることにしたい。

そして、以下、人権のカタログを構成する諸権利がどのようにアラブ諸国憲法に現れるかを検討し、アラブ諸国憲法とりわけ「アラブ社会主義」憲法における人権規定の歴史的性格を考察することにしたい<sup>(3)</sup>。

第2表は、1923年のエジプト憲法から1976年のアルジェリア憲法に至るまでの主なアラブ諸国の憲法典を、アラブ社会主義憲法も含めて、公布年月日の古い順に、その基本的構成と人権のカタログの中身がわかるように、要約して並べたものである。なお参考のため、20世紀初頭まで、後にアラブ諸国となった領域の大部分を支配していたオスマン帝国による最初にして最後の近代的形式の憲法典、1876年のオスマン基本法をも含めた。

第3表は、第2表をもとに、人権のカタログの主な項目の登場が一目瞭然となるように構成し直したいわば総括表である。一般に人権のカタログとされるものだけでなく、一党制やイスラームに関する規定、さらに義務規定など、人権に関連する項目を広く取り上げてみた。表に含まれた43の憲法典のうちには、極めて短いものや、革命政権の暫定憲法なども含まれており、このような形で同列に論じるにはいささか問題がある。それにもかかわらず、あえてこのように全体を時系列に並べてみたのは、全体的な変化についての見通しを得るためにある。なお、人権保障の方式にかかる規定、特に司法権の独立に関する規定は、人権保障の実態を論ずる場合きわめて重要ではあるが、人権カタログの問題とはやや別個の問題領域に属するため、ここでは割愛した。

全体のなかで最大の画期をなすのものとして、1950年のシリア共和国憲法を挙げることに異論はないであろう。この憲法においてアラブ諸国で初めて、労働の権利、団結権、生存権などのいわゆる社会権の人権規定が登場する。いわゆる受益権的規定における刑事補償請求権もここに初めて登場する。さらにこの憲法は、財産権の制限を明確にし、初めて農業における土地所有の制限を明記したのである。1950年憲法は、この意味で、アラブ諸国において社会国家的な人権のカタログを導入した最初の憲法であったと言えよう。もとより、第3表から明らかなようにこれ以後の憲法がすべて社会国家的な人権のカタログを持ったわけではない。しかしながら、それまでのもっぱら自由権的諸規定のみからなる人権カタログをもつ憲法典の段階から社会権的な諸規定を含む憲法典の段階へ、換言すれば、自由国家から社会国家へという歴史的な転回を見ることが、後述するような重大な限定つきではあるが、ひとまず可能である<sup>(4)</sup>。

ところが、本章の課題であるアラブ社会主義憲法については、第3表によって人権のカタログについてみるかぎり、その登場をもって、ある段階を画することはできない。なるほど1963年のアルジェリア憲法は、「世界人権宣言の遵守」(第11条)を端的に規定したが、このような規定の仕方はす

でに 1958 年のアラブ連邦憲法において見いだされる（「…国民は、現行法に従い、世界人権宣言により保障された自由及び権利を享受する。…」[第 8 条]）。さらに社会的規定のなかでは最もその登場が遅れた罷業権の規定も、1962 年のモロッコ王国憲法に先んじられている。義務規定にまで視野を広げて、公共財産の保護、公的生活への参加の義務といったソ連や東欧における社会主義憲法の特色とされる規定をみても、いずれも 1956 年のエジプト憲法にすでに登場している。公共財産の義務規定に至っては、1962 年のクウェイト憲法、1971 年のアラブ首長国連邦憲法、1973 年のバハレーン国憲法といった、政治イデオロギー的にいって、アラブ社会主義とは対極にあるとされてきた諸国の憲法にも見られるのである<sup>(5)</sup>。アラブ社会主義的な運動の各國憲法への影響、あるいは各国の憲法史のなかでのアラブ社会主義憲法という問題の立て方をするのではなく、アラブ諸国全体のなかでの具体的な個々の権利の初登場という観点からみるかぎり、アラブ社会主義憲法の画期性は主張できないのである。

そこで、個々の憲法典における人権に関する規定のなかから、アラブ社会主義憲法とそれ以外のアラブ諸国憲法とを区別する指標を探せば、第 1 に、アラブ社会主義憲法には「職業選択の自由」の規定がないこと、第 2 に、それ以外のアラブ諸国憲法には一党制の規定がないことが挙げられる。ただし、いずれも、その逆は真ではないから注意されたい。

むしろこのような人権の規定からみれば、アラブ社会主義憲法とそれ以外のアラブ諸国憲法とに共通する次のような問題点が重要である。

第 1 に、第 3 表からも明らかなように、イスラーム国教規定がほぼ一貫していることである。例外は、43 の諸憲法のうちわずかに 5 つであり、しかもそのうち最後まで国教規定を挿入しなかったのはキリスト教徒がかなりの人口を占めるレバノン一国のみである。国教規定によって、いわゆる自由権的規定における信教の自由などが、ある限定を受け、相対化されることは言うまでもない。それだけでなく、ほぼ半数近く、7 つのアラブ社会主義憲法を含む 18 の憲法は、イスラーム法を立法の源泉とする、という条文を含んでいる。<sup>(6)</sup>

第2に、第2表を注意深く見れば明らかなように、アラブ諸国憲法における自由権の規定は、ほぼ例外なく、「法律の範囲内で、これを保障する」という表現をとっており、いわゆる「法律の留保」を採用していることである。この点、憲法典における自由権規定の全体を相対化し得る可能性をはらむものとして、注意を要する。とりわけ、イスラーム法を立法の源泉とするといった規定をもつ憲法の場合、これによって、個々の人権規定が、イスラーム法の解釈論の枠組みにゆだねられることになるのである。<sup>(7)</sup>

1950年のシリア憲法を画期とする自由国家から社会国家への転回も、このような基本的な制約のもとに理解されねばならないのである。

以上、アラブ諸国憲法全体の展開のなかでアラブ社会主義憲法における人権規定の特色を探る作業によって、憲法典における人権規定の観点からみれば、むしろアラブ社会主義憲法をその他のアラブ諸国憲法と区別するものは希薄であることが明らかになった。

とはいえることは、憲法典における人権規定の発展史から見た場合のアラブ社会主義憲法の歴史的意義をも否定するものではない。社会権的な規定を多くもった1950年以降のアラブ諸国憲法の大半がアラブ社会主義憲法であること、とりわけアラブ社会主義憲法が登場する1963年以降の場合そうであることをもって、アラブ諸国における社会国家的な人権規定を導入するうえで、アラブ社会主義憲法が重要な役割を果たした登場してきたということはできる。それがなぜ「社会主義」なる語を含む憲法という形態をとったかということは、個々のケースの歴史的な研究によって明らかにされるべき問題である。

### 第3節 「アラブ社会主義」憲法における人権

およそ法なるものが、法=権利のための不断の闘争によって、形成・維持されるものであるとすれば、法の背後にある闘争を知ることこそが、法を知るために不可欠であるということになる。本節では、このような観点から、

アラブ社会主義憲法における人権規定の特質について、ある仮説的な像を描いてみたい。

アラブ社会主義憲法をその他のアラブ諸国の憲法から区別するものは、それが、すぐれて「闘う憲法」であるということにある。あらかじめ結論を述べれば、それは、植民地化の時代以来の外国勢力、それと結びついた大資本ないし大土地所有に対する、民族的な団結の闘争の結果である。アラブ社会主義憲法には、搾取の禁止、土地所有の制限、私的経済活動の制限に関する規定がある。これと、労働の権利（義務）、一党制の規定とをあわせみれば、「闘う憲法」としてのアラブ社会主義憲法における人権規定の特質が浮かび上がってくる。以下、第2表を参照しつつ、この点を確認しておこう。

「闘う憲法」としての姿勢を最初に示すのは、1950年のシリア憲法である。すなわち同憲法は、第21条において、「財産は、公的なものであると同時に私的なものとする」(Al-milk̄iya ‘āmma wa khāssa)としてその公共性を強調したうえで、国、法人、個人の所有権（同条第1項）、外国人の所有権（同条第2項）、私有財産の所有及び処分の方法（同条第3項）についてそれぞれ法律の規定に委ねるとする。そして「公共の利益 (al-maslaḥa al-‘āmma) と抵触するような方法での私有財産の使用」を禁止（同条第5項）し、「公益のための収用は認められる…」（同条第6項）として財産権の一般的制限の姿勢を明確にしている（なお第24条には、「国は、正当な補償により、公益のため、施設又は事業を国有化することができる」とある）。さらに第22条第1項は、「国土の最も生産的な開発を確保し、市民間の正当な社会関係を確立するため」次のような原則による特別立法を制定するとしている<sup>(8)</sup>。

- (ア) 土地開発義務。一定期間利用がない場合の利用権の没収。
- (イ) 所有、開発、処分可能な土地の限度の地区別の確定。ただし不適切の原則。
- (ウ) 生産性の向上。
- (エ) 小・中規模の土地所有の奨励。
- (オ) 土地なし農民に対する国家による土地分配。生計維持可能な面積を、正当な (muqṣit；アラビア語、フランス語版で補正。英訳、和訳は誤訳) 低価格で分配。

これらの条項は、そのままでは外国資本、大資本や大土地所有との闘争をあからさまに示すものでない。「公共の利益」のための財産権一般の制限として、問題がようやく提起されているにすぎない。しかしながら、公共の利益のために財産権に介入するこの憲法における国家は、労働と政治的自由について次のような認識を示す。

労働については、第 26 条第 1 項において、それが、権利であり、義務であると宣言した後、次のようにいう。「労働は、社会生活における最も重要な基礎的要因とする。国はその市民のために労働を確保し、国民経済を指導し、発展させることにより労働を保障するものとする」。このような重責を担う国家であればこそ、労働組合を組織することは、「法律で定める条件に従う限り」自由である（第 26 条第 4 項）とし、政党については、「その目的が合法的であり、その方法が平和的であり、かつ、その規則が民主的である限り」組織する権利を認める（第 18 条第 1 項）として、その一般的な監督を規定する（「政党を組織したことを行政官庁に報告する手続き及び政党の財源に関する監督については、法律で定める」。第 18 条 2 項）というある種のパターナリズムを示すのである。

1950 年のシリア憲法は、クーデターによって 1 年あまりの短命に終わったが、続く 1953 年のシリア憲法は、大きな変動を示すものではなかった。ただし、重要な変化として、新しく国民の権利を列記する部分とは別に、「国富組織」（tanzīm al-tharwa al-qawmiya）なる節が立てられ、所有権、資本及び労働からなるとされる「国富の基本的要素」に対する国家の指導、統制、計画化がより詳細に規定されている。財産権や労働に関する規定もこの節に含まれているが、条文は 1950 年憲法とほぼ同様である。若干の変化のなかで重要なのは、土地なし農民に対する土地分配を規定した条文で、かつて「正当な低価格で」となっていた箇所が「無料（majjānan）又は低価格で」（第 35 条第 2 項）となったこと、投資の規制、独占の禁止を規定する条文（第 37 条）が新しく挿入されたこと、労働に関する条文において、職業選択の自由（第 39 条第 2 項）、「状況が同じ場合」の男女同一賃金（同第 3 項オ）、「あらゆる型の不当利

得 (al-istighlāl), 摘取 (al-istithmār), 贈賄の禁止」(同第4項カ) が挿入されたこと, 労働組合について「純粹に職業的かつ専門的機関である」(同第4項ア) と規定し, 国家が労働組合を「政治的影響力から保護」する(同第4項イ) としたこと, そして, 政党に関する法律について次のような条文が挿入されたことである。

「この法律は, 政党を, 公的責任を実施する民主的方法であり, 啓発されかつ忠誠な国民のエリート集団を創設するために活動し, 国民に教育の方法と手段を提供する制度とみなし, 政党に対して国民を指導し, その利益の実現を目指して公的生活の目標を達成させる事を目的として, 制定される。」(第17条第3項)

職業選択の自由のような自由主義的な項目の挿入も見られるが, 基本的には, 国家の経済活動及び所有権に対する規制が強化されるとともに, パターナリズム的統制も強化されている。

さらに, 1950年と1953年のシリア憲法に次いで「闘う憲法」として現れてくる1956年のエジプト憲法も, ほぼ同様の構造的特徴をもっている。すなわち, そこでは国家による国民経済の組織化, 人民の一般福祉に矛盾する資本利用の禁止, 公的経済活動と私的経済活動の調和などが規定(第7, 9, 10条)されるとともに, 土地所有制限に際して, 「封建制度の復活を許さない」こと, 「エジプト人以外の者」の農地所有の禁止(第12条)が, 直截に打ち出されて, 闘争の相手が明確にされるのである。「革命の目的を実現し, 政治的・社会的・経済的部門において健全な国家の建設にすべての努力を結集するため, 人民によって」結成され, 「国民議会の議員の候補者を指名する」役割を担うとされた国民連合(第192条)の事実上の一党制規定も, このような闘争の脈絡においてのみ, 内在的に理解できるように思われる。

以上, 本来のアラブ社会主義憲法ではない時期のシリア及びエジプトの憲法についてやや詳しく考察したのは, これら諸国の政治史からいえば, アラブ社会主義へのいわば移行期にあたるこれらの憲法において, アラブ社会主義憲法の人権規定の特質をなす基本構造の形成が見られるからである。もと

より、本来のアラブ社会主義憲法にあっても、各国ごとの特殊事情に制約されて、その形態はさまざまである。たとえば、一党制の有無を基準として、それを採用しなかったイラク（1964年、68年）、リビア（69年）、シリア（64年）に対し、採用したアルジェリア（63年、76年）、エジプト（64年、71年）、スー丹（71年、73年）、南イエメン（70年）、シリア（69年、73年）、西サハラ（76年）、そしてエジプト、シリア、リビアで結成したアラブ共和国連邦（71年）、といった分類が可能である。これに、さらに大衆組織についての詳細な規定をもつ1976年のアルジェリア憲法を対極において、コーポラティズム的な組織度という観点からの類型化も可能なように思われる。

いずれにせよ、かならずしも表現は、同一ではないが、搾取の禁止、といった表現とともに社会正義のために闘う国家の役割が強調され、経済活動、労働に対する国家の統制を基礎として、社会生活のあらゆる分野にわたって、国家による多かれ少なかれ独裁的、パターナリズム的な規制が正当化されるという構造をもつことに変わりはない。搾取と闘う国家への団結という論理が、国家に対抗する個人の尊厳という、市民社会的な人権の論理を圧倒しさるかのごとくである。

これらのアラブ社会主義憲法の構成、叙述にはイスラームに関する規定を除けば、かつてのソ連や東欧、キューバ、アジアの社会主义国憲法と共通するところが多い。「国家に対する自由」ではなく、「国家を通じての自由」という憲法における独自な人権の論理をもっていたこれらの諸国が多くが、下からの市民社会の噴出ともいうべき事態によって、深刻な憲法の変動を経験しつつある今日、これらの社会主义諸国憲法あるいは憲法理論との比較において、アラブ社会主義憲法を検討するという課題は、アラブ社会主義憲法の特質を明らかにするためという以上に、アラブ世界における市民社会を展望するうえで、興味をそそられる課題である。この課題のためには、社会主义諸国憲法の独自の論理をその形態のバリエーションとともに押さえるという作業が不可欠であるが、現在のところ筆者にその準備はない。課題の指摘だけにとどめざるをえない。

第2表 アラブ諸国の憲法典の構成と人権カタログ

オスマン基本法 (1876/12/23公布)		エジプト憲法 (1923/4/19公布)	イラク国憲法 (1925/3/21公布)	レバノン共和国憲法 (1926/5/23公布)	ヒジャーズ王国憲法 (1926/8/29公布)	トランスクルダン憲法 (1946/11/11公布)
前文 オスマントルタンはオスマンの統治者(1~7)	前文 第1部 エジプト国家及び政形態(1)	前文 序章(1~4)	第1部 基本規定 第1章 国家及び領土(1~5)	第1部 王国、憲法、首都、公用語(1~4)	前文 序(1~4)	トランスクルダン憲法
スルタンはオスマン臣民の一般的権利(8~26)	政体は世襲君主制、政体は世襲君主制、代議院憲(1)	政体は世襲君主制と統治形態は代議制とする(2)	大レバノンは共和國(4)	王制・立憲・回教国王(2)	政治形態は世襲君主制(1)	トランスクルダン憲法
人身の自由、罪刑法定主義(10)	第2部 エジプト人の権利及び義務(2~22)	第1部 国民の権利(5~18)	第2章 レバノン国民の権利及び義務(6~15)	第2部 王国の行政、法規範、副王、行政責任(5~8)	イスラーム国教規定(2)	トランスクルダン憲法
イスラーム国教、公の秩序及び道徳の範囲での宗教行事の自由(11)	法の前の平等(3)人身の自由(4)法律によらない逮捕拘禁の禁止(5)	法の前の平等(7)人身の自由、罪刑法定主義(6)拷問・国外追放の禁止(7)住居の不可侵(8)	ヒジャーズ王国の全法の前の平等(7)人身の自由、法律によらない逮捕・拘留の禁止、罪刑法法定主義(8)	ヒジャーズ王国の全法の前の平等(6)人身の自由(7)法律によらぬ拘禁・収監の禁止、罪刑法法定主義(8)	イスラームの権利(1)	トランスクルダン憲法
法律の制限内での出版の自由(12)	裁判所に訴える権利(9)	裁判所に訴える権利(9)	良心の自由、公共の秩序に反しない範囲での信仰の自由な実践の保障(9)	アの規範によって拘束される(5)	アの規範によって拘束される(5)	トランスクルダン憲法
法律の制限内での商業のための結社設立の権利(13)	所有権の保障、強制労働・没収の禁止(10)	法律の範囲での居住の自由(7)住居の不可侵(8)所有権の不可侵(9)	所有権の保障、強制労働・没収の禁止(10)法律によらない租税賦課の禁止(11)	法規範は、コーラン及び予言者のスンナに基づくものとする(10)	法規範は、コーラン及び予言者のスンナに基づくものとする(10)	トランスクルダン憲法
各人の損害、一般的不利益になる法律、規則違反について官	財産の全面没収の禁止(10)	法律の範囲での通信	法律の範囲での意見	住居の不可侵(10)	住居の不可侵(10)	トランスクルダン憲法
				第3部 ヒジャーズ王国の各部(9~27)	公益事業のための法律により補償がある場合以外の財産取用の禁止(11)	トランスクルダン憲法

( )内の数字は憲法の条文を示す。

序に請願する権利、国会に訴願する権利、公務員の行為について告訴する権利(14)教育の自由、教育を受ける権利(15)宗教教育の自由(16)法の前の平等、信教上の地位に関する限り同一の権利義務(17)公職就任権(19)納税義務(20)所有権の保障(21)住居の不可侵(22)法律上確実ある裁判所以外に出頭を強制されない(23)罰金形式の財産没収の禁止(24)法律に基づかない金銭徴収の禁止(25)拷問・苛刑の禁止(26)大臣(27~38)公務員(39~41)	を表明する自由、出版・集会・結社の自由(12)公共の秩序・道徳の範囲での宗教・信仰・儀式の自由(13)意見の自由、法律の範囲での表現の自由(14)法律の範囲での出版の自由、検閲の禁止(15)言語の使用の自由(16)公共の秩序及び公衆道徳の範囲での教育の自由(17)初等教育の義務・無償(19)社会秩序に反しない範囲での集会の自由(20)法律の規律下での結社の自由(21)自己の利害関係に関する国家への個人的	公的的地位に就く権利(12)言論及び著作の自由、出版・集会・結社の自由の法律の範囲での保障(13)住居の不可侵(14)所有權の保護、没収の禁止(15)第2部 権力	1 宗務(10) 2 内務(11~16) 3 外交(17~19) 4 財政(20~22) 5 公教育(23~25) 初等教育の無償(25)
		第1章 一般規定(16~21) 選挙権(21)	6 軍事(26~27) 第4部 参事会(諮問 参事会、メジナ参事 会、ジェッタ参事会、 地方参事会、村及び 部族参事会)(28~42)
		第2章 立法権(22~25) 第3章 代議院に関する規定(29~48)	第5部 会計部 (43~45) 第6部 会計監査長官 (46~55)
		第3部 立法府(19~26) 第4部 国王の大権 (27~63)	第7部 職員 (56~61)
		代議院への文書での 請願の権利(47)	第8部 市参事会 (62~76)
		第4章 執行権(47)	第9部 市行政委員会 (77~79)
		第3部 (a) 共和国大 統領の選出 (49~72)	第2部 国王及びその 権限(22~32)
		第5部 司法附 (68~89)	第3部 立法部
		第6部 財政事項 (76~77)	

国会 (42~59) 元老院 (60~64) 衆議院 (65~80)	な請願の権利、公認 機関・裁判官への集 団的請願権 (22) 衆議院議員選挙の秘 密投票の原則、特別 法による施行 (66) 勤務関係にある者・ 家督分散者等の議員 被選舉権の制限 (68) 裁判所 (81~91) 裁判所で権利の保持 に必要な法定の手段 をとる権利 (83) 高級裁判所 (92~95)	(90~108) 第7部 地方行政 (109~112) 第8部 法律及び裁判 の確認 (23~31) 第2章 国王及び大臣 第1節 国王 (32~56) 第2節 大臣 (57~72)	(c) 代議院の手続き (78~79) 第4部 雜則 (80) (a) 高等法院 (81~89) (b) 財政 (81~89)	(33~54) 代議院の選挙権・被 選挙権 (33, 35) 第4部 司法権 (55~68)
			第5部 委任権及び国 家連合に関する規定 (113~117)	第5部 行政 (69~70)
財政 (96~107) 具 (108~112) 特別法による県・市 議会選挙方法の決定, (109, 112) 雑則 (113~119) 小学校教育の義務 (114)	小学教育の義務 (114)	(90~94) 第6部 最終及び経過 規定 (95~102)	(90~94) 第6部 トランスクル ダン・ハーシム王国 の法律 (71)	第6部 トランスクル ダン・ハーシム王国 の法律 (71) (72~78)
			第7部 雜則 (74~81)	非常事態の防衛法及 び戒厳令による通常 法の停止 (78)
スルタンの国内の安 寧を侵害する者への 追放権 (113)	スルタンの国内の安 寧を侵害する者への 追放権 (113)	第8部 廃止 (79)	第8部 廃止 (79)	
			元老院議員の一部及 び代議院議員の選挙 権・被選挙権 (74, 77, 78, 82, 85) 第3節 両院に適用さ れる一般規定 (90~119)	第4節 両院合同会の 形式における国会の 集会に関する条項

(120~123)	
第4章 司法権	
(124~131)	
第5章 行政区の議会 及び地方議会	
(132~133)	
第4部 財政	
(134~145)	
第5部 軍隊	
(146~148)	
第6部 一般規定	
(149~159)	
イスラーム国教規定	
(149)	
国際協定の範囲での 亡命者引き渡しの禁 止(151)	
第7部 最終及び経過 規定(160~170)	

シリヤ共和国憲法 (1950/9/5公布)	リビア王国連邦憲法 (1951/10/7公布)	ヨルダン・ハーシム 王國憲法 (1951/11/7公布)	エジプト暫定憲法 (1953/2/10公布)	シリア共和国憲法 (1953/7/10公布)	スーダン共和国 暫定憲法 (1956/1/1公布)		
		前文 <u>第1章 シリア共和国</u> (1~6) 人民主権 (2) 大統領の宗教はイスラーム, イスラーム法は立法の主要な法源, 信仰の自由, 公共の秩序に反しない範囲での儀式の自由 (3)	前文 <u>第1編 政府及び統治形態</u> (1~4) 政治形態は世襲君主を伴う議院内閣制 (1) 形態は連邦制, 政府の組織は代議制 (2) イスラーム国教規定 (5)	前文 <u>第1章 国家の形態と政体</u> (1~7) 世襲的君主制国家。形態は連邦制, 政府の組織は代議制 (2) イスラーム国教規定 (5~27)	前文 <u>第1章 一般原則</u> は全ての権力の源泉 (1) 法の前の平等 (2) 法律の範囲での身体の自由, 思想の自由, 所有権の不可侵 (3) 信教の自由, 公共の秩序・良俗に反しない範囲での宗教上の儀式の自由 (4) 政治的立命者引き渡しの禁止 (5)	前文 <u>第1部 基本的原理</u> 完全に主権を有する民主共和国 (1~6) 完全に主権を有する民主的アラブ共和国 (1) 人民主権 (2)	前文 <u>第1章 総則</u> (1~3) 主権を有する民主共和国 (2)
		第2章 基本原則 (7~34) 法の前の平等 (7) 自由・安全・平等の機会の保障 (8) 裁判所に訴える権利 (9)	第2章 人民の権利 (8~35) 法の前の平等 (11) 身体の自由 (12) 強制労働の禁止 (13) 裁判所に提訴する権利 (14) 法的手焼きの保障, 罰刑法定主義, 不遇及の原則 (15~17)	第2章 人民の権利 (8~35) 法の前の平等 (11) 身体の自由 (9) 住居の不可侵 (10) 補償ある公益事業のため以外の財産没収の禁止 (11) 借入金の強制・財産没収の禁止 (12)	第2章 民主的保障 (7~28) 政治的立命者引き渡しの禁止 (5) 第2章 統治形態 (8~11)	第2章 民主的保障 (7) 高等法院に訴える権利 (3)	第2章 民主的保障 (7) 高等法院に訴える権利 (3)
		身体の自由, 法的手焼きの保障, 捆縛・屈辱的取扱いの禁止, 損害賠償請求権 (10~11)	法律の範囲での居住・移動の自由, 国外追放の禁止 (18) 法律の範囲での住居労働の禁止 (13)	法律の範囲での居住・移動の自由, 国外追放の禁止 (18) 法律の範囲での強制労働の禁止 (13)	後文 <u>第1節 国民の権利</u> (7~28) 法の前の平等 (8) 自由・安全・平等な機会の保障, 身体の自由 (9) 裁判所に訴える権利 (8)	後文 <u>第3章 最高委員会</u> (10~22) 司法権の独立 (9)	後文 <u>第4章 行政府</u> (23~40)

<p>罪刑法定主義、犯罪者の更生・教育を目的とする刑務所(11)住居の不可侵(12)法律の範囲での通信の秘密(13)法律の範囲での意見の自由、表現の自由(14)</p>	<p>の不可侵、通信の秘密(19, 20) 良心の自由、信教の自由(21)</p>	<p>思想の自由、公共秩序に反しない範囲での意見の自由(22)</p>	<p>法律の範囲での印刷及び出版の自由(23)</p>	<p>いかなる言語をも使用する自由(24)</p>	<p>法律の範囲での平穏な集会・結社の権利(25, 26)</p>	<p>自己に関わる事項についての請願権(27)</p>	<p>教育を受ける権利(28)</p>	<p>政治的亡命者引き渡しの禁止(21)</p>	<p>公職に就く権利(22) 労働の権利、国の労働機会提供義務、適正賃金、労働時間制限、家族・災害補償、婦人・</p>
	<p>弁護権、拷問及び屈辱的処遇の禁止、不遡及の原則、一身専属性、譯審の場合の国家賠償請求権、犯罪者の更生・教育機関としての刑務所、非常事態における例外(10)</p>	<p>法律の範囲での言論・表現・出版の自由、新聞の検閲(15)</p>	<p>法律の範囲での集会の自由、団体又は政党結成の権利(16)</p>	<p>公共機関に請願する権利(17)</p>	<p>法律の範囲での通信の秘密(18)</p>	<p>法律の範囲での地域共同体が学校を設立・維持する権利(19)</p>	<p>初等教育の義務・無償(20)</p>	<p>政治的亡命者引き渡しの禁止(21)</p>	<p>公職に就く権利(22) 労働の権利、国の労働機会提供義務、適正賃金、労働時間制限、家族・災害補償、婦人・</p>
	<p>制憲議会議員の被選舉権(46)</p>	<p>第5章 立法府 (41~67)</p>	<p>第6章 立法 (68~71)</p>	<p>第7章 財政、資産、契約、民事訴訟 (72~85)</p>	<p>第8章 会計監査院長 (86~91)</p>	<p>第9章 司法府 (92~102)</p>	<p>司法府は民事部及びシャリーア部からなる(93)</p>	<p>第10章 公共業務委員会(103~110)</p>	<p>第11章 暫定規定 (111~121)</p>
	<p>法律の範囲での居住の不可長、通信の秘密(11)</p>	<p>法律の範囲での意見の表現(12)</p>	<p>法律の範囲での意見の表現(13)</p>	<p>法律の範囲での意見の表現(14)</p>	<p>法律の範囲での意見の表現(15)</p>	<p>法律の範囲での意見の表現(16)</p>	<p>法律の範囲での意見の表現(17)</p>	<p>法律の範囲での意見の表現(18)</p>	<p>法律の範囲での意見の表現(19)</p>

法律の範囲での居住・移転の自由(19) 死亡者引き渡しの禁止(20) 公共の利益の範囲での財産権の保障(21~9)	家庭・婚姻の保護 (33) 労働の権利、正当な報酬(34) 妥当な生活水準の可能な限りでの保障(35)	少年の雇用条件、保健の保障、法律の範囲での労働組合結成権(23) 第3編 国の諸権力部門――般原則(24~27) 第4編 行政権 第1節 国王及びその権限(28~40)	法律の範囲での平和的集会・示威運動の自由(15) 法律の範囲での团体及び政党の組織・加入の自由、团体・政党の監督に関する法律の制定(16,17) 国外追放の禁止、法律の範囲での居住・移転の自由(18) 政治的亡命者引き渡しの禁止(19)
土地所有限度の設定、土地なし農民への土地の有償分配(22-1) 法律の範囲での財産没収の禁止(23) 公益のための施設・事業の国有化、その際の正當な補償(24) 労働の権利・義務、適正賃金、労働時間制限、休暇・家族手当の保障、事故補償、女子・年少者保護、保健衛生・住宅の保障、法律の範囲での労働組合を組織する自由(26)	第3章 第1部 連邦政府の権力(36~38) 第2部 統合権力(38~39) 第4章 連邦政府の権力(40~43)	第2節 關係(41~61) 第5編 立法権(62~96) 第1節 元老院(63~66) 第2節 代議院(67~74)	主権は神にのみ付され、神聖な信託として国家に付与(40) 第5章 国王(44~77) 代議院議員の選挙権(67) 第3節 元老院及び代議院に関する一般規定(75~96)
失業に対する保護を受けける権利、社会保障停止する(63)	主権は、国家により国王に付与(44) イスラーム信徒以外の王位継承の禁止(45) 国王は法律を変更・停止する(63)	国王に付与(44) 代議院議員の被選挙権(67)	非常時・疾病・障害・孤児・老齢・非自発的失業のための機関から保護を受けける権利、社会保障の自由(21)
		第6編 司法権	

制度の確立、国による市民の健康の保護（27）教育を受ける権利、初等教育の義務（28）法律の範囲での強制労働の禁止（29）国及び憲法防衛の義務、兵役の義務（30）家族、婚姻の保護（32）	国王は首相を任命・罷免する（72） <u>第6章 大臣</u> (78~92)	(97~110) 第7編 財政 (111~119)
	<u>第7章 国会</u> (93~140)	<u>第8編 難則</u> (120~126)
公務に就く権利、競争試験による公職任命（33）	下院議員の一般秘密投票（100） 女性にも同等の選挙権（102） 被選挙権（103）	(124, 125)
<u>第3章 立法権</u> (35~68)	<u>第8章 司法</u> (141~158)	<u>第9章 連邦財政</u> (159~175)
代議院議員の選挙権 [18歳以上男女]・被選挙権 [30歳以上]（35, 38, 39, 40） 請願権（68）	<u>第10章 州</u> (176~185)	<u>納税の義務</u> (167)
<u>第4章 執行権</u> (69~103)	<u>第11章 一般規定</u> (186~200)	<u>第10章 連邦財政</u> (159~175)
<u>第1節 共和国大統領</u> (70~89)	政治的亡命者引き渡しの禁止（189） 非イスラーム教徒の身分上の地位の制度の尊重（192）	国富会議による経済の計画化、全市民への労働の提供（30） 正当なる補償による公共の利益に関する団体又は事業の国有化（31） 租税の金納・法定主義、納税義務（33）
<u>第2節 内閣</u>		

(90～103) 第5章 司法権 (104～125)	停止(195) 君主政体、王位継承順序、代議政体、あるいは自由・平等原則にかかるる諸規定の改正提案の禁止 (197)	公共の利益の範囲での財産の財産権の保障(34) 土地所有制限、土地なし農民への無料又は廉価での土地贈与 (35)
第1節 最高裁判所 (116～122)	リビアへの移民の法律による規制(200) 第12章 経過・暫定規定(201～213) 後文	法律の範囲での財産没収の禁止(36) 国民の利益に反する投資の禁止、独占の禁止(37)
第2節 最高司法會議 (123～125)	州参事会成員の4分の3の選挙権(128) 第7章 財政 (133～150)	労働の権利・義務、職業選択の自由、労働条件の保護、労災補償、女子及び年少者労働の保護、男女同一労働同一賃金、不當利得・搾取・贈賄の禁止、労働組合を組織する権利、国家による労働組合の奨励・政治的影響からの保護(39)
第6章 行政区画 (126～132)	法律によらない徴税の禁止、納税の義務 (144)	第2部 主権 (40～120)
第8章 経済 (151～154)	第9章 憲法改正 (155)	第1章 立法権
第10章 経過規定 (156～166)	遊牧民の種族的伝統の考慮、定住の推進 (158)	
	憲法施行から10年以	

内の初等教育の実施, 文盲の絶滅 (159, 160) 人口調査登録簿への 登録義務 (161)	(41～78) 代議院議員の普通・ 秘密・直接・画一的 投票による選挙 (41) 18才以上の男女の選 挙権 (43) 代議院議員の被選挙 権 (44)	<u>第2章 行政権</u> <u>第1節 共和国大統領</u> (79～93) 大統領の普通・直 接・秘密・画一的投 票による選挙 (81) 大統領の被選挙権, 女性の禁止 (82) 大統領の緊急事態布 告による権利の制限 (92)	<u>第2節 内閣</u> (94～99) <u>第3節 地方当局</u> (100～105) <u>第3章 司法権</u> (106～120) <u>第3部 憲法改正</u>
--	---	---	--

(121) <u>第4部 経過規定</u> (122～129)	遊牧部族への定住政 策、遊牧状態の終 結、選挙法での特別 規定(125)	

エジプト共和国憲法 (1956/6/24公布)	アラブ連合共和国 暫定憲法 (1958/3/5公布)	アラブ連邦憲法 (1958/5/14公布)	イラク共和国 暫定憲法 (1958/7/27公布)	チュニジア共和国憲法 (1959/6/1公布)	イエメン・アラブ 共和国暫定憲法 (1962/10/31公布)
<u>前文</u>				前文	第1章 総則 (1~4)
<u>第1部 エジプト国家 民主権 (1~3)</u>	<u>第1章 アラブ連合国 民主、独立、主権共 和国 (1)</u>	<u>第1章 一般規定 (1~8)</u>	<u>第1章 イラク共和国 (1~6)</u>	<u>第1章 イスラーム国教規定 (1~17)</u>	<u>第1章 (1~4)</u>
イスラーム国教規定 (3)	イスラーム王国 で構成 (1)	イスラーム及びヨル ダン・ハーシム王国 で構成 (1)	イスラーム国教規定 (4)	イスラームの源泉 (4)	イスラーム規定 (3)
<u>第2部 エジプト社会 秩序の基本構造 (4~29)</u>	<u>第2章 社会の基本構 成 (3~6)</u>	<u>法の前の平等、「現 行法に従い、世界人 権宣言により保障さ れた自由及び権利を 享受」所有権の自 由、移動・居住の自 由、職業選択の自 由、技術・取引・勞 働の自由、教育を享 受する自由 (5)</u>	<u>第2章 権力の源泉、 一般的権利及び義務 (7~19)</u>	<u>公共の安全に反しな い範囲での身体の不 可侵、良心の自由、 礼拝の自由 (5)</u>	<u>イスラームの源泉 (4)</u>
社会秩序の基礎は社 会的連帯 (4)	社会の基礎原理は社 会正義の原則、生 産性・生活水準向上 のための国民経済の 組織化 (4)	法の前の平等 (9) 思想及び意見表明の 自由 (10)	国家権力の源泉は國 民 (7)	法の前の平等 (6) 他人の権利の擁護・ 公共の秩序の促進・ 生産の発展と生活水 準向上のための社会 的連帯 (5)	<u>イスラームの源泉 (4)</u>
家庭は、社会の基底 (5)	法律の範囲での私有 財産の不可侵 (5)	公共の安全の範囲で の身体の自由、意見 の不可侵 (11)	法の前の平等 (9) 思想の自由 (12)	国防・経済的発展・ 社会的進歩のための 正義の原則による國 民経済の組織化 (8)	<u>イスラームの源泉 (4)</u>
自由・安全・平穏及 び機会均等の保障 (6)	第3章 国民の権利及 び義務 (7~11)	信頼の自由、公共の 秩序に反しない範囲 での義式の自由 (12)	第2章 立法權 (9~34)	法律の制限 (7) 思想・表現・新聞・ 出版・集会・結社の 自由、組合の結成權 (8)	<u>イスラームの源泉 (4)</u>
社会正義の原則、生 産増大・生活水準向 上のための国民経済 の組織化 (7)	法の前の平等 (7) 非刑法法定主義 (8) 政治亡命者引き渡し の禁止 (9)	農地所有の制限 (14) 法律に基づかない徵 税の禁止 (15)	緊急事態の連邦大統 領の連邦命令 (56)	財産の不可侵 (13) 住居の不可侵、通信 の秘密 (9)	<u>イスラームの源泉 (4)</u>
公共の利益・個人の 安全・自由・尊厳に 祖国防衛、微兵の義	第4章 司法權 (58~61)				<u>イスラームの源泉 (4)</u>

対する侵害の禁止 (8) 人民の一般福利に矛盾する資本利用の禁止 (9)	第4章 統治形態 第1節 国家元首 (12)	第5章 連邦の管轄権 (62~63)	国家以外による軍事組織の禁止 (18) 政治的亡命者引き渡しの禁止 (19)	祖国防衛の義務 (16) 国外追放の禁止 (11)	移転・居住の自由 (10) 法的手続きの保障 (11)	の補償 (17, 18) 第3章 国民の権利及び義務 (21~44)
	第2節 立法权 (13~43)	第6章 連邦財政 (64~71)	政治的亡命者引き渡しの禁止 (19)	刑法法定主義、刑罰の一身専属性 (12) 刑罰の一身専属性 (13)	手続の保障、弁護の権 (23, 24, 25, 26, 27)	法の前の平等 (22)
公的経済活動と私的経済活動の調和 (10) 法律の範囲での私的所有權の不可侵 (11) 農地所有制限、外国人農地所有の禁止 (12)	国民議会の被選挙権 (15)	第7章 憲法改正 (72)	第3章 統治制度 (20~26)	所有權の保障 (14) 国土の防衛及び保全の義務 (15)	国外追放の禁止、居住の自由 (28, 29)	政治的亡命者引き渡しの禁止 (30)
	第3節 行政府 (44~58)	第8章 雄則 (73~80)	第4章 経過規定 (27~30)	納稅の義務 (16) 政治的亡命者引き渡しの禁止 (17)	政治的亡命者引き渡しの禁止 (30)	法律の範囲での居住の不可侵、通信の自由・秘密 (31, 32)
小農地所有の保護 (13) 地主小作関係の統制 (14)	大綱領による非常事態宣言 (57)	第4節 裁判所 (59~63)	第5章 一般規定 (64~67)	国民議会の選舉権 被選挙権 (19, 20, 21)	意見及び科学的研究の自由、法律の範囲での意見発表・出版・印刷・刊行の自由 (33, 34)	公共の秩序・道徳に反しない範囲での教育の自由 (35)
	市民に食糧・住宅・保健・文化・社会施設を確保し、相応な生活水準を実現させる國の責任 (17) 家庭の強化、母性・青少年の保護 (18, 20)	第6章 経過及び最終規定 (68~73)	大綱領による国民連合の結成 (72)	第3章 行政権 (37~63)	第1節 共和国大統領 (38~57)	教育を受ける権利 (36)
婦人の社会的役割と家庭の義務との調和					大統領の選挙権・被選挙権 (39, 40)	労働の権利 (38)

<p>の保障（19）</p> <p>老齢・疾病・就労不能者の国家扶助受給権（21）</p> <p>戦災被災・軍役時負傷・疾患者への市の補償（24, 25）</p> <p>公共財産の保護義務（27）</p> <p>称号制度の禁止（29）</p>	<p>大統領の提案する法律案への国民投票権（47）</p> <p><u>第2節 政府</u> （58～63）</p> <p><u>第4章 司法権</u> （64～67）</p> <p><u>第5章 高等裁判所</u> （68）</p> <p><u>第6章 国家評議会</u> （69）</p>	<p>組合結成権（39）</p> <p>医療の援助を受ける権利（40）</p> <p>国防の義務（41）</p> <p>納税の義務（42）</p> <p>公共の秩序・イスラーム道徳尊重の義務（43）</p> <p>公務員の訴追（44）</p> <p>第4章 権力</p>	<p>組合結成権（39）</p> <p>医療の援助を受ける権利（40）</p> <p>国防の義務（41）</p> <p>納税の義務（42）</p> <p>公共の秩序・イスラーム道徳尊重の義務（43）</p> <p>公務員の訴追（44）</p> <p>第4章 権力</p>	<p>組合結成権（39）</p> <p>医療の援助を受ける権利（40）</p> <p>国防の義務（41）</p> <p>納税の義務（42）</p> <p>公共の秩序・イスラーム道徳尊重の義務（43）</p> <p>公務員の訴追（44）</p> <p>第4章 権力</p>	<p>組合結成権（39）</p> <p>医療の援助を受ける権利（40）</p> <p>国防の義務（41）</p> <p>納税の義務（42）</p> <p>公共の秩序・イスラーム道徳尊重の義務（43）</p> <p>公務員の訴追（44）</p> <p>第4章 権力</p>
<p>法律にようない逮捕・拘禁の禁止（34）</p> <p>法廷において弁護される権利（35, 36）</p> <p>被告人への肉体的・精神的危害の禁止（37）</p> <p>国外追放の禁止（38）</p> <p>法律の範囲での居住の自由（39）</p>	<p>法の前の平等（31）</p> <p>罪刑法定主義、刑罰の一身専属性（32, 33）</p> <p>法の前における被告への肉体的・精神的危害の禁止（37）</p> <p>国外追放の禁止（38）</p> <p>法律の範囲での居住の自由（39）</p>	<p>刑法（30～63）</p> <p>第7章 経済・社会評議会（70）</p> <p>第8章 地方公共団体（71）</p> <p>第9章 憲法改正（72～74）</p> <p>第10章 経過規定（75～76）</p>	<p>被選挙権（48）</p> <p>3 行政権（92～140）</p> <p>1) 共和國大統領（93～119）</p> <p>例外状況の大統領非常権限・緊急事態（110, 113）</p> <p>2) 政府（120～132）</p> <p>3) 国防（133～138）</p> <p>国家以外による軍隊的組織の禁止（135）</p> <p>4) 地方行政（139～140）</p>	<p>刑法（30～63）</p> <p>第7章 経済・社会評議会（70）</p> <p>第8章 地方公共団体（71）</p> <p>第9章 憲法改正（72～74）</p> <p>第10章 経過規定（75～76）</p>	<p>刑法（30～63）</p> <p>第7章 経済・社会評議会（70）</p> <p>第8章 地方公共団体（71）</p> <p>第9章 憲法改正（72～74）</p> <p>第10章 経過規定（75～76）</p>

		第5章 司法権 (141~147)
		第6章 一般規定 (148~153)
		第7章 経過規定 (154~155)
政治亡命者引き渡しの禁止 (40) 法律の範囲での住居の不可侵 (41) 法律の範囲での通信の自由及び秘密 (42) 良心の自由、公序良俗に反しない範囲での宗教の実践活動の自由 (43) 思想及び科学的研究の自由 (44) 法律の範囲での思想を表現する自由、出版・印刷・発行の自由 (45) 法律の範囲での集会・行進・会合の自由 (46) 法律の範囲での結社の権利 (47) 法律、公序良俗に反しない範囲での教育の自由 (48) 教育を受ける権利 (49)	革命の目的を実現し、国家建設に努力する義務 (155)	

初等教育の義務、国 立学校の無償(51) 勤労の権利(52) 休憩及び休暇の権利 (53)	社会正義の原則によ る労使関係の統制 (54)	労働組合を創設する 権利(55) 保健サービスを受け る権利(56)	法律によらない財産 没収の禁止(57) 祖国防衛・徵兵の義 務(58)	納税の義務(59) 公共の秩序及び社会 的公衆道徳尊重の義 務(60)	投票する権利、公的 生活への参加義務 (61)	請願権(62) 公務員の行為に關し て訴追する権利(63)
---	-------------------------------	---	--	--	-------------------------------	-------------------------------------

第4部 国家権力	
第1章 国家元首(64)	
第2章 立法 (65~118)	国民議会の選挙権・ 被選挙権 (67, 68)
第3章 行政権	
第1節 共和国大統領 (119~174)	大統領の選挙権・被 選挙権 (120, 121) 緊急・例外事態の大 統領令 (135, 136) 重要問題について、 大統領の諮問による 国民投票権 (145)
第2節 太臣 (146~156)	
第3節 地方行政 (157~166)	地方議会議員の一部 の選挙権 (158)
第4節 国防 (167~174)	
第4章 司法	

(175～183)

第5部 一般規定

(184～191)

憲法改正についての

国民投票権 (189)

革命司令部評議会の

決定の絶対性 (191)

第6部 総過及び最終

規定 (192～196)

大統領令による国民

連合の結成 (192)

クウェイト国憲法 (1962/11/15公布)	モロッコ王国憲法 (1962/12/14公布)	イエメン・アラブ共和国暫定憲法 (1963/4/13公布)	アルジェリア民主人民共和国憲法 (1963/10/10公布)	アラブ連合共和国暫定憲法 (1964/3/23公布)	シリア・アラブ共和国暫定憲法 (1964/4/25公布)
前文	前文	第14章 イエメン国 (1~3) 国民は権力の源泉	前文	前文	第1章 シリア・アラブ共和国 (1~6) 人民主権(2)
第1部 国家及び政 形態(1~6) イスラーム宗教規定, シャリーアはすべて の立法の主要な源泉 (2)	第1章 総則 (1~12) 民主的かつ社会的な 立憲君主国(1) 国民主権(2) 単一政党の禁止(3) 世襲首長制(4) 国民主権(6)	イスラーム国教規定, 立法はシャリーアの 原理に由来(3) 法の至高性(4) 法の前の平等(5)	イスラーム国教規定, 社会の基礎(4,5) 宗教の自由(6) 政治的権利の男女平 等, 選挙権(8)	社会の基礎(6,7) 社会正義・発展・生 産及び生活水準向上 のための国家経済の 自由, 表現・集会の 自由, 結社の自由, 労 働組合又は政治組織 に加入する自由(9) 不法な逮捕・拘禁, 刑 罰の禁止, 法律の範囲 での住居の不可侵 (10)	イスラーム国教規定 (5) —民族的独立; 自 民による権力行使; 社会民主主義の建設, あらゆる形態の搾取 との闘争; 労働・無 償教育の権利の保障; 植民地主義の痕跡の 排除; 自由の防衛, 身体の尊厳; —一切の 差別, 特に人種・宗 教差別との闘争; 世 界の平和; 拷問及び 人間性の保全に対する 物理的・精神的脅 威への非難(10)
第2部 クウェイト社 会の基本構造 (7~26)	第2部 クウェイト社 会の基本構造 (7~26)	第2章 イエメン社会 の基本(4~15)	第2章 イエメン社会 の基本(4~15)	第2部 社会の基本的 構成要素(6~23) 社会的連帯, 家族は 社会の基礎(6,7) 社会正義・発展・生 産及び生活水準向上 のための国家経済の 編成(7)	法の前の平等(7) 法の前の平等(7) 社会の基礎(6~23) 社会の基礎(6,7) 社会正義・発展・生 産及び生活水準向上 のための国家経済の 編成(7)
安全・安寧・平等の 機会の保障(8)	安全・安寧・平等の 機会の保障(8)	イスラームの自由(6) 等, 選挙権(8)	イスラームの自由(6) 等, 選挙権(8)	イスラームの自由(6) 等, 選挙権(8)	イスラームの自由(6) 等, 選挙権(8)
家庭は社会の基礎, 母性・子女の保護 (9)	家庭は社会の基礎, 母性・子女の保護 (9)	国民の代表権力 (4)	アルジェリア民主人 民共和国の基本目標 (3)	アルジェリア民主人 民共和国の基本目標 (3)	アルジェリア民主人 民共和国の基本目標 (3)
青年の保護(10) 老齢・疾病・労働不 可能(10)	青年の保護(10) 老齢・疾病・労働不 可能(10)	イスラームの自由(6) 等, 選挙権(8)	イスラームの自由(6) 等, 選挙権(8)	イスラームの自由(6) 等, 選挙権(8)	イスラームの自由(6) 等, 選挙権(8)

能市民の援助、社会 保障、医療の提供 (11) 教育の保障(13) 財産・資本・労働の 権利(16) 国有財産保護義務 (17)	通信の秘密(11) 公職就任権(12) 教育・労働の権利 (13) 法律の範囲での寵業 権の保障(14) 法律の範囲での所有 権の保障(15)	の禁止(12) 協同組合組織の保護 (13) 食糧・住宅・保健・ 教育・社会サービス を提供されて相当の 生活水準を達成する 権利(14)	世界人権宣言の遵守 (11) 基本的権利 (12~22)	の3部門の人民管理 (12) 公共資金の保護、人 民的所有の保護義務 (15) 法律の範囲での私적 所有の保障(16) 土地所有の制限(17) 協同組合の保護(18) 家族の強化、母子保 護の保障(19) 社会保険制度の保障, 老齢・疾病・勤労不 能・失業時に援助を 受けれる権利(20)	しの禁止(15) 公共の秩序に反しない 範囲での信教の自由(16) 教育を受ける権利、 初等教育の無償(17) 労働の権利・義務、 雇用の保障、労働者 の保護、公正賃金, 労働時間制限、社会 保障制度の確立、休 暇の権利、労働組合 結成権(18)
	相続権のシャリーア による規制(18) 法津の範囲外の財產 没収の禁止(19) 社会正義を基礎とする 国家経済の組織化 (20)	法津の前の平等(17) 罪刑法定主義、シャ リーアの原理に合致 する法的手続きの保 障、弁護の自由、不 過及の原則(18, 19) 追放の禁止(20)	相応の生活、国民所 得の公正な分配の受 給権(16) 家庭の保護(17) 教育の義務・平等 (18)	事故・病気・障害・ 孤児・老齢に関する 権利(20) 労働の権利、義務 (21)	事故・病気・障害・ 孤児・老齢に関する 権利(20) 労働の権利、義務 (21)
公務員の奉仕義務 (26) 第3部 国民の権利及 び義務(27~49) 国外追放の禁止(28) 法の前の平等(29)	政治的亡命者引き渡 しの禁止(22) 国王の戒厳令(35) 第3章 国会 (36~63)	法律の範囲での住居 の不可侵(23) 法律の範囲での自由 の保障(24)	出版及びその他の情報 手段の自由、結社の 自由、言論・公的發 言の自由、集団の自 由(19)	第3部 国民の権利及 び義務(24~25) 法の前の平等(24)	第3部 国民の権利及 び義務(24~25) 法の前の平等(24)
	国会議員選挙の代理 投票の禁止(37) 普通・直接選挙による 衆議院議員選挙 (44)	法律の範囲での自由 の保障(24) 財産の一般的没収の 禁止(25)	公務員の奉仕義務 (26) 第3部 国民の権利及 び義務(27~49) 国外追放の禁止(28) 法の前の平等(29)	刑法法定主義、不適 切の原則、一身専属 性、法的手続きの保 障、弁護権、企業管 理への労働者の参加 権(20) 追放の禁止(30)	刑法法定主義、不適 切の原則、一身専属 性、法的手続きの保 障、弁護権、企業管 理への労働者の参加 権(20) 追放の禁止(30)

身体の自由 (30) 移転・居住の自由、 不法な逮捕・拘禁・ 拷問の禁止 (31) 罪刑法定主義、刑罰 の一身専属性、弁護 権、法的手続の保 障 (32, 33, 34) 信教の自由 (35) 意見及び科学的研 究の自由 (35) での表現・報道・印 刷・出版の自由 (36, 37)	第4章 政府 (64~69) 第5章 諸権力間の関 係 (70~81) 国民投票権 (74) 第6章 司法 (82~87) 第7章 司法高等法院 (88~92)	(26) 医療を受ける権利 (27) 祖国防衛・兵役の義 務 (28) 第4章 統治制度 第 1節 国家元首 (29~38)	(21) 民族の独立・領土の 保全・民族的統一・ 共和国の諸制度・人 民の社会主义的希 求・民族解放戦線の 一体性の原理に脅威 を与える権利と自由 の行使の禁止 (22) <u>民族解放戦線</u> (23~26)	べてのものの庇護 (31) 政治的亡命者引き渡 しの禁止 (32) 法律の範囲での住居 の不可侵 (33) 信条の自由、公共の 秩序に反しない範囲 での信教の自由 (34) 意見及び科学的研究 の自由、法律の範囲 での意見表明・表現 の自由、新聞・印 刷・発行の自由 (35, 36)	(22) 居住・移転の自由 (31) 所有、生産及 び相続 (23~30) 榨取の禁止・国民所 得の向上・公正な分 配のための計画化 (23) 国富の全人民への帰 属 (24)
法律の範囲での住居 の不可侵、通信の自 由・秘密 (38, 39) 教育の保障、初等教 育の義務・無償 (40) 労働・労働選択の權 利、労働の義務 (41) 強制労働の禁止 (42) 法律の範囲での結社, 組合結成權、集会・ 行進・会合の權利 (43, 44)	憲法部 (100~103) 第11章 憲法改正 (104~108) 憲法改正への国民投 票権 (107)	第5章 司法 (51~55) 第6章 総則 (56~60)	君主國体・イスラーム に関する規定の改 正の禁止 (108) 第12章 経過規定 (109~110)	平和的に集会する權 利、法律の範囲での 集会・行進・会合の 権利 (37) 選舉権 (27) 行政権 (39~59) (38)	公正な補償による一 般的利益のための國 有化の権利 (29) 法律の範囲での相続 権の保障 (30) 第4章 公権力 大統領の選舉権・被 選舉権 (39) 緊急時の大統領非常 措置 (59) 司法 (60~62)
法典の範囲での住居 の不可侵、通信の自 由・秘密 (38, 39) 教育の保障、初等教 育の義務・無償 (40) 労働・労働選択の權 利、労働の義務 (41) 強制労働の禁止 (42) 法律の範囲での結社, 組合結成權、集会・ 行進・会合の權利 (43, 44)	憲法部 (100~103) 第11章 憲法改正 (104~108) 憲法改正への国民投 票権 (107)	第5章 司法 (51~55) 第6章 総則 (56~60)	君主國体・イスラーム に関する規定の改 正の禁止 (108) 第12章 経過規定 (109~110)	平和的に集会する權 利、法律の範囲での 集会・行進・会合の 権利 (37) 選舉権 (27) 行政権 (39~59) (38)	第4章 公権力 大統領の選舉権・被 選舉権 (39) 緊急時の大統領非常 措置 (59) 司法 (60~62)
				國立学校・大学の無 償、國家の公教育へ の監督 (39)	第11節 革命指導國民 評議会 (31~46) 第2節 大統領評議會 (47~58) 大統領評議會の非常 處遇を受ける権利,

請願権 (45) 政治的亡命者引き渡しの禁止 (46)	第4部 権限 第1章 総則 (50~53)	首長の自衛戦争権、侵略戦争の禁止 (68) 首長の戒厳布告、緊急時の勅令 (69, 71)	国民議会議員の選挙権・被選挙権 (80~82)	大統領の選挙権 (101, 102) 例外事態・非常事態の大統領決定 (120, 126)	大統領提案に対する人民投票の権利 (123~133)
弁護権 (61) <u>憲法主義</u> (63~64) <u>最高機関</u> (65~70)	第4部 権限 第1章 総則 (50~53)	憲法改正 (71~74) <u>憲法草案の人民投票権</u> (73) 経過規定 (75~78)	第4部 統治形態 第1章 国家元首 (46) 第2章 立法部 (47~99)	国民議会議員の選挙権・被選挙権 (49, 50)	第1節 共和国大統領 (101~129)
休暇・休息の権利 (40) 労働組合結成権 (41) 健康保護の権利 (42)	第4部 権限 第1章 総則 (50~53)	祖国防衛の義務 (43) 納税の義務 (44) 投票権、公的生活参加義務 (45)	第4部 統治形態 第1章 国家元首 (46) 第2章 立法部 (47~99)	国民議会議員の選挙権・被選挙権 (49, 50)	第1節 共和国大統領 (101~129)

<u>第2節 財政事項</u> (134～156)	<u>第2節 政府</u> (130～143)	<u>第2節 政府</u> (129)
法律の規定によらぬ 徵稅の禁止(134)	第3節 国防 (144～149)	国家以外による軍隊 的組織の禁止(146)
<u>第3節 軍事</u> (157～161)	第4節 地方行政 (150～151)	第4節 司法 (150～151)
国家を保全する義務 (157)	第5章 司法権 (162～173)	第5部 一般規定 (152～160)
裁判所に訴える権利 (166)	第5部 総則及び終過 規定(174～183)	第5部 一般規定 (161～166)
		第6部 終過規定 (167～169)

イラク共和国 暫定憲法 (1964/5/3公布)	イラク共和国 暫定憲法 (1968/9/21公布)	シリア・アラブ 共和国暫定憲法 (1969/5/25公布)	リビア・アラブ 共和国暫定憲法 (1969/12/11公布)	カタール国暫定憲法 (1970/4/2公布)	イラク共和国 暫定憲法 (1970/7/17公布)
前文 第1部 国家 (1~3)	前文 第1章 国家 (1~6) 人民民主主義国家 (1) 人民は権力の源泉 (2) イスラーム国教規定 (3) 第2部 社会的 基礎 (4~17) 社会的团结・家庭が 社会の基礎 (4,5) 平等の機会の保障 (6) 搾取の禁止・発展・ 社会正義のための計 画化 (7,8) 資源・エネルギーの 国有、公益のための 資本使用 (9,10) 法律の範囲での私有 財産の保障、イスラ ム法による相続権の	前文 第1部 国家及び社会 の基本原理 第1章 政治原理 (1~11) 民主・人民・社会主 義・主権国家 (1) イスラームのフィク フが立法の主要源泉 (3) 社会と政府における 支配政党はアラブ・ バース社会主義党 (7,8) 母子保護・老齢・疾 病・障害・失業時の 援助を受ける権利 (9) 平等の機会の保障 (10) 労働の権利・義務 (11) 搾取の禁止・社会主 義計画経済・アラブ 民族の自給をめざす (12) 資源の国有、法律の 範囲での私的所有、 相続権の保障	前文 第1章 国家 (1~17) 国民主権 (1) イスラーム国教規定、 慣習に従い宗教上の 儀式を举行する自由 (2) 家庭は社会の基礎 (3) 労働の権利・義務 (4) 法の前の平等 (5) 搾取の禁止・生産の 自給・階級間差別の 撤廃・配分の均等性 (7) 第2章 経済原則につ いて (12~16) 搾取の禁止・社会主 義計画経済・アラブ 民族の自給をめざす (12) 資源の国有、法律の 範囲での私的所有、 相続権の保障	前文 第1部 総治形態 (1~4) イスラーム国教規定、 シャリーアは立法の 基本的源泉 (1) 法律の範囲での公民 権の保護 (4) 第2部 国策の主要な 指導原理 (5~8) 国民のために正義・ 静懲・平等・公共秩 序の尊重を保障する 行政機関の設置、自 己の未来を決定する (6) 国民の権利の擁護、 国際連合憲章の原則 を支持 (5) 財産・資本・労働は 個人的権利、公共の 利益の範囲での自由 企業の保障、国家の 経済への監督、經濟 の保全、シャリーア の保障	前文 第1章 イラク共和国 (1~9) 主権を有する人民民 主主義国家 (1) 国民は権威及び正当 性の源泉 (2) イスラーム国教規定 (4) クルド人の民族的權 利及びイラク統合体 内部における全ての 少数民族の權利 (5) クルド地方における 公用語化 (6) 地方分権 (8) 第2章 イラク共和国 の社会的・經濟的基 礎 (10~18) 社会の基礎たる社会 的團結の本質は、市 民が自己の職分を發 揮し、社会が市民の

保障(12) 封建制度防止のため の農業財産所有の制 限(13) 協同組合の奨励・保 護(14) 家庭の生活費の保障, 母子の保護(15) 老齢・疾病・障害・ 失業時に援助を受ける 権利(16) 労働の権利・義務 (17)	経済体制, 公共部門 と民間部門の協力 (12, 13) 資源の国有, 公益の ための資本使用 (14, 15) 法律の範囲での私有 権の保障, シャリーア による相続権の保 障(17) 農業財産の上限規定, 封建主義・外国人の 農地所有の禁止(18) 協同組合の奨励・監 督(19) 法の前の平等(19) 罪刑法定主義, 一身 専属性, 法的手手続き の保障, 弁護権 (20~24)	(13, 14) 民間企業の人民の福 利への貢献義務(15) 公共財産の保護義務 (16) <u>第3章 教育及び文化 の原理について</u> (17~20) 著作権・特許権の保 護(20) <u>第2部 市民, 人民組 織, 及び協同組合の 権利及び義務について</u> (18) <u>第3部 国民の権利及 び義務(18~39)</u>	による相続権の保障 (8) 国家による国民経済 の規制(9) 政治的亡命者引き渡 しの禁止(11) 法律の範囲での居住 の不可侵(12) 国民の利益及び革命 の諸原則の範囲での 意見の自由(13) 教育の権利, 初等教 育の義務, 公教育の 無償(14) 医療保護・病院・保 健所の保障(15) <u>第3章 公共の権利及 び義務(20~40)</u>	発展の志向(6) 社会の基礎は家庭、 母子・家庭の保護, イスラームの原理の 社会への教化, 青年 の保護, 機会均等, 勤労の権利の保障, 病気・無知・貧困の 根源からの国民の保 護, 健康管理の保 障, 老齢・病気・災 難・障害に対する援 助のため社会保障計 画の採択(7) (15)	権利及び自由を保障 すること(10) 家庭・母子の保護 (11) 国家による社会主義 体制確立・アラブ統 一のための経済の指 導・計画化(12) 資源・基幹的生産手 段の国民による所 有・国家統制(13) 協同組合の奨励・保 護(14) 公的所有の保護義務 (15)

序に反しない範囲で の儀式の自由 (28) 意見及び科学的研究 の自由、法律の範囲 での表現・出版・印 刷・発行の自由 (29, 30)	居住の自由 (27) 政治的に命引き渡し の禁止 (28)	革命指導部評議会に よる戒厳・非常事態 の宣言 (25)	法律の範囲での出版 及び印刷の自由 (13) 公共秩序・公衆道德 の尊重義務 (15)
法律の範囲での公的集会・ 祭典・会合の権利 (32)	法律の範囲での公的集会・ 祭典・会合の権利 (31)	裁判所に訴える権利 (30)	法律の範囲での住居 の不可侵、通信の秘 密 (28, 29)
合法的方法・民族主 義的基盤に基づく団 体・労働組合結成の 自由 (31)	公共秩序に反しない 範囲での宗教・祭事 遂行の自由 (30)	罪刑法定主義、一身 専属性、法的手続き の保障、拷問の禁止 (31)	追放の禁止、移動の 自由 (30)
平和的集会・法律の 範囲での公的集会・ 祭典・会合の権利 (33)	合法的方法・民族主 義的基盤に基づく団 体・組織結成の自由 (33)	人民としての政治的 的・経済的・社会的 的・文化的生活に参 加する権利 (32)	第3章 犯則及び暫定 規定 (33~37)
労働時間制限、適正 賃金、社会保障、休養 康・失業保障、休暇 及び休暇の権利、勞 働に応じた公平な待 遇の保障 (35)	労働時間制限、適正 賃金、社会保障、休養 康・失業保障、休暇 及び休暇の権利、勞 働に応じた公平な待 遇の保障 (35)	教育を受ける権利、 教育の無償 (35)	法律の範囲での住居 の不可侵 (20, 21, 22)
健康保持の権利、病 院・衛生施設の保障 (36)	労働時間制限、適正 賃金、社会保障、休養 康・失業保障、休暇 及び休暇の権利、勞 働に応じた公平な待 遇の保障 (35)	初等教育義務・無償 の権利 (34)	法律の範囲での通言 の秘密 (23)
祖国防衛・兵役の義 務 (35)	労働時間制限、適正 賃金、社会保障、休養 康・失業保障、休暇 及び休暇の権利、勞 働に応じた公平な待 遇の保障 (35)	意見・表現の自由、 法律の範囲での批判 の権利 (35)	法律の範囲での移 動・居住の自由 (24)
			道徳・公共秩序に反 しない範囲での信 教・儀式の自由 (25)
			法律の範囲での意 見・出版・集会・行 進の自由、政党・労 働組合・団体を結成 する自由 (26)
			無償で教育を受ける 権利、初等教育の義 務、科学的研究の自 由 (27)
			公務执行の平等 (30) 祖国防衛・兵役の義 務、国以外の軍隊的 規定 (74~77)

		組織の禁止 (31) 勤労の権利・義務、 勤労条件の改善、疾 病・障害・失業・老 齢に対する社会保障、 健康水準の増進、休 暇の確保 (32)
務 (37) 納税の義務 (38) 選挙権、公共的生活へ の参加義務 (39)	息・休暇の権利、労 働に応じた正当な待 遇の保障 (36)	祖国防衛・社会主义 体制擁護・兵役の義 務 (36)
第4部 統治形態	健康保護の権利、病 院・医療機関の保障 (37)	納税の義務 (37) 家庭・婚姻・母子の 保護 (39)
第1章 国の大統領 (40~60)	事故・疾病・障害・ 孤児・老齢の場合の 保護、健康・医療・ 治療費用の保障 (40)	無償の医療業務の拡 大による公衆衛生保 護 (33)
大統領は回教徒 (41) 非常事態宣言・公共 の危険の場合の大統 領命令 (48、51)	選挙権、公正な生活へ の参加義務 (40)	政治的亡命者の庇 護・引き渡しの禁止 (34)
第2章 立法部 (61~63)	第4章 統治制度 第1節 革命司令部評 議会 (41~43)	納税の義務 (35) 憲法の国民的目標に 敵対する行為の禁止 (36)
第3章 行政権 第1節 共和国大統領 (64)	第2節 革命司令部評 議会の権限 (44)	第4章 イラク共和国 の諸機関 議会 (37~45)
第2節 政府 (65~76)	第3節 革命評議会成 員の特権 (45~46)	第1節 軍事司令部評 議会 (46~55)
第3節 軍隊 (77~82)	第4節 革命評議会の 会期及び表決 (47~48)	第2節 国家評議会 (46~55)
国家以外の軍隊的組 織の禁止 (79)	第5節 革命評議会の 部局 (49)	第3節 共和国大統領 とその権限 (50~59)
武装部隊成員の政 党・政治的党派への 参加・政治思想宣伝 の禁止 (80)	第5章 共和国大統領 革命司令部評議会及 び閣議の承認による非常事 件 (46~51)	第1章 人民議会 (56~59)

		大統領の非常事態宣言 (50) 第4節 地方行政 (83~84) 第4章 司法部 (85~93) 第5部 一般規定 (94~97) 第6部 経過規定 (98~106)	第2章 国家元首及び大臣會議について (52~66) 第1節 政府 (60~71) 第2節 軍隊 (72~76) 国家以外の軍隊的組織の禁止 (74)	第3節 行政 (77~78) 第4節 司法 (79~87) 第7章 雑則 (88~95)	第4節 司法 (60~61) 裁判を受ける権利 (60) 第5章 一般規定 (62~67)	憲宣言 (56) 第4節 司法 (60~61)
--	--	---	--	---	---	-------------------------------

モロッコ王国憲法 (1970/7/31公布)	イエメン民主人民共和国憲法 (1970/11/30公布)	イエメン・アラブ共和国恒久憲法 (1970/12/28公布)	アラブ首長国連邦暫定憲法 (1971/7/18公布)	スーダン民主共和国憲法 政令第5号(暫定憲法) (1971/8/13公布)	アラブ共和国連邦憲法 (1971/9/2批准, 施行)
前文 <u>第1章 総論 基本原則(1~7)</u> 民主的かつ社会的な立憲君主国(1) 国民投票の権利(2) 単一政党の禁止(3) 国民の意志の最高の表現としての法律(4)	前文 <u>第1部 民族的・民主的・社会構造の基礎及び国家秩序 第1章 政治的基礎(1~13)</u> 統一された民主的なイエメンを実現することに努める民主・人民・主義共和国(1) 法の前の平等(5) イスラーム国教規定, 宗教実践の自由(6) 市民の政治的権利(8~12) 政治的権利における男女平等, 選挙権(8) 法律の範囲での居住・移転の自由, 意見・表現・集会・結社の自由, 労働組	前文 <u>第1章 国家(1~5)</u> 諮問的議会制共和国(1) 独立・主権・連邦国家, 首長国によって構成(1) シャリーアは法の源泉(3) 国民は権力の源泉(4) 第2章 社会の基礎(6~18)	前文 <u>第1章 連邦, その基本的構成要素, 及び目的(1~12)</u> イスラーム国教規定, シャリーアは法の主要な法源(7) イスラーム法が主要な法源(7) 第2章 連邦の基本的な社会的・経済的基礎(13~24)	前文 <u>第1章 総則(1~10)</u> 民主社会主义国家(3) 兵士・知識人・民族資本家の主義(4, 5) スーダン社会主義連合の指導性, 一党体制(6) スーダン社会主義・一党体制, 増取の禁止(8) 第2章 基本的権利(13~15) 公共基金の保護義務(10) 第2章 基本的権利(11~13) 法の前の平等(11) 援助(16)	前文 <u>第1部 アラブ共和国連邦の基本構造(1~13)</u> シリア・リビア・エジプトのアラブ人民の自由な選択と権利の平等に基づく連邦の平等(1) 人民主権(2) 統治体制は民主主義的・社会主義(4) 主たる法源はイスラーム法(6) 共和国憲法は連邦憲法に反してはならない(11) 各共和国憲法及び法律の最低限の原則(11) ◇法の前の平等 ◇住居の不可侵 ◇罪刑法定主義 ◇不法な逮捕の禁止

合・政治的組織に加入する自由(9) 法的手続きの保障、 罪刑法定主義、住居 の不可侵(10) 通信の秘密(11) 公職就任の平等(12) 市民の経済的・社会 的権利(13~18) 教育の権利、労働の 権利(13) 法律の範囲での罷業 権の保障(14) 法律の範囲での所有 権の保障(15) 祖国防衛の義務(16) 納税の義務(17) 国家的災害への負担 義務(18)	第2章 経済的基礎 (14~25) 勤労又は貢献に応じ た報酬の権利(14) 外国企業の国有化(15) 公的所有の保護(15) 資源の国有(13) 公共財産尊重義務 (14) 協同組合の支持(16) 自然災害の共同責任 (17) 第3章 国民の権利及 び義務(19~43) 法の前の平等(19) 国籍剥奪の禁止(20) 罪刑法定主義、不遡 及の原則、一身専属 の原則、处罚の手續 きの保障、弁護権 (21~24)	社会の利益を侵害な い私的経済活動の自 由、私有財産の保護 (11, 12) 資源の国有(13) 公共財産尊重義務 (14) 協同組合の支持(16) 自然災害の共同責任 (17) 第3章 国民の権利及 び義務(19~43) 法の前の平等(19) 国籍剥奪の禁止(20) 罪刑法定主義、不遡 及の原則、一身専属 の原則、处罚の手續 きの保障、弁護権 (21~24)	社会の利益を侵害な い私的経済活動の自 由、私有財産の保護 (11, 12) 資源の国有(13) 公共財産尊重義務 (14) 協同組合の支持(16) 自然災害の共同責任 (17) 第3章 国民の権利及 び義務(19~43) 法の前の平等(19) 国籍剥奪の禁止(20) 罪刑法定主義、不遡 及の原則、一身専属 の原則、处罚の手續 きの保障、弁護権 (21~24)
	第2章 国王 (19~35) 非常事態の勅令(35) 第3章 代議院 代議院の組織(36~ 43) 代議院議員の選挙	法律の範囲での表現 の自由、通信の自由・ 秘密(25, 26) 勤労階級の保護(26) 教育を受ける権利 (27) 家庭の援助、母子保 禁(27)	法律の範囲での表現 の自由、通信の自由・ 秘密(25, 26) 勤労階級の保護(26) 教育を受ける権利 (27) 家庭の援助、母子保 禁(27)
第一条の規定による 合意によるもの	第1章 国家の構成 第2章 国家の主権 第3章 国家の組織 第4章 国家の権力 第5章 国家の運営 第6章 国家の権利 第7章 国家の保護	第1章 国家の構成 第2章 国家の主権 第3章 国家の組織 第4章 国家の権力 第5章 国家の運営 第6章 国家の権利 第7章 国家の保護	第1章 国家の構成 第2章 国家の主権 第3章 国家の組織 第4章 国家の権力 第5章 国家の運営 第6章 国家の権利 第7章 国家の保護

権・被選挙権 (36, 43) <u>代議院の権限</u> (44~50) <u>立法権の行使</u> (51~57)	護(29) 文盲の除去(30) 民族文化の奨励 (31, 32) <u>第2部 市民及びその団体</u> <u>第1章 市民の基本的権利及び義務</u> (33~55) <u>第4章 政府</u> (58~63)	礼拝・教育の場・住居の不可侵(28, 29) 財産没収の禁止(30) 政治的亡命者引き渡しの禁止(31) 教育を受ける権利 (32) 病院・健康保険制度の保障(33) 従うる委任の権利及び義務(34) シャリーアと法律に従うる委任の権利及び義務(35) 家庭・母性の保護、子供・障害・老人福祉の支えを保障(35) 職業選択の自由、強制労働の禁止(35) 公職就任の平等(35) 住居の不可侵(36) 追放の禁止(37) 政治的亡命者の本国送還の禁止(38) 財産の一般的な没収の禁止(39)	(29) 法律の範囲での意見・表現の自由(30) 通信の自由・秘密(31) 公共秩序に反しない 範囲での宗教儀式の 自由(32)	(55) <u>第8章 本政令の改正</u> (58~61)	移動及び労働の権利 の保障(13) <u>第2部 連邦の権限、制度、及び財政</u> <u>第1章 権限(14)</u> <u>第2章 連邦の制度</u> <u>第1節 連邦の行政機関</u> (15~28)
<u>第5章 諸権力間の関係</u> <u>国王と代議院との間の関係</u> (64~72)	<u>勅令による国民投票へ投票権</u> (66, 67) <u>代議院と政府との間の関係</u> (73~74)	法の前の平等、機会均等の保障(34) 勤労の権利・義務、勤労条件、適正賃金、社会保険制度(35)	法律の範囲での結社、男女平等、母子保護、保健施設の保障(36)	<u>第3節 連邦の司法機関</u> (29~45)	<u>第3章 連邦の財政</u> (46~52)
<u>第6章 司法</u> (75~80)	<u>第7章 司法高等院</u> (81~85)	徒党の禁止(37)	政治的亡命者の本国送還の禁止(38)	<u>第3部 一般規定</u> (53~57)	<u>第3章 連邦の財政</u> (46~52)
<u>第8章 地方公共団体</u> (86~88)	<u>第9章 国家開発・計画最高会議</u> (89~92)	教育を受ける権利、無償の義務教育実現に努力(37)	法律の範囲での結社、男女平等、母子保護、保健施設の保障(36)	<u>第3部 一般規定</u> (53~57)	<u>第3章 連邦の財政</u> (46~52)
<u>憲法部</u> (93~96)	<u>第10章 最高裁判所</u>	事前許可・届け出なしで集会する権利、法律の範囲での公的集会・行進・会合の自由(39)	法律の範囲での公的集会・行進・会合の自由(39)	<u>第4部 政治組織の代表者からなり、大統領評議会決定によって組織される政沿襲線の指導性</u> (62)	<u>第4部 政治組織の代表者からなり、大統領評議会決定によって組織される政沿襲線の指導性</u> (62)

		くことに参加する権利、政府及びその部局に苦情及び提案を提出する権利(38)	納税の義務(40) 宗教と祖国防衛の義務(41)	納税の義務(42) 連邦防衛の義務(43) 憲法・法律・規則・公衆道德の尊重義務(44)
第11章 憲法改正 (97~100)		第12章 経過規定 (101)		
憲法改正についての国民投票権(99)		人身の自由、法的手続きの保障、拷問の禁止上、一身専属性、累刑法定主義、不適及性、残虐刑の禁止(39, 40, 41)	血縁・財産・名譽の人質の尊重、婦人・子供・老人・病人・負傷者・死命者・人質の人質の保障、自己弁護権(42)、法律の範囲外の国籍剥奪の禁止(43)、法律の範囲での住居の不可侵、通信の秘密(44, 45)、イスラーム国教規定、信教・信条の自由(46)	連邦の諸期間(45~109) <u>連邦最高評議会</u> (46~50) <u>連邦大統領及び副大統領</u> (51~54) <u>連邦国民会議</u> (55~67) <u>連邦閣僚評議会</u> (68~93) <u>連邦及び首長</u> (44~72) <u>国会議員の資格</u> (73~94) <u>共和国評議会</u> (95~109) <u>連邦の法律、命令、及びその管轄権を有する機関</u> (110~112)
			公衆道德及び国家の安全に反しない範囲での表現の自由(47)、憲法の精神の範囲での集会・行進の自由(48)	<u>連邦法律</u> (110~112) <u>命令による法律</u> (113) <u>通常の命令</u> (114~116)

医療を受ける権利 (49)	（109～110） <u>第5節 財政事項</u> (111～136)	第6章 首長国 (116～119) 第7章 連邦と首長国間との立法、行政、及び国際的管轄権の配分（120～125）
法律の範囲での移動の自由（50）	生活必需品に関する独占の禁止（116）	第8章 連邦の財政事項（126～136）
祖国・体制防衛の義務、国家所有の保護義務（51, 52）	國以外による軍隊的組織の禁止（138）	納税の義務、不法な徴税の禁止（133）
納税の義務（54）	軍隊・治安隊成員の政治的・同志的行動への参加の禁止（141）	第9章 軍隊及び治安隊（137～143）
政治的亡命者の庇護（55）	派的・種族的行動への参加の禁止（141）	侵襲戦争の禁止（140）
第2章 団体及びその権利（56～61）	憲法の目的に奉仕する大衆組織に参加する権利（56）	第10章 最終及び経過規定（144～152）
労働組合の任務（57）	労働組合の任務（57）	連邦開拓議議会の同意を得て連邦大統領によって提案され、最高議会の承認によって発せられる戒厳令での憲法停止（145, 146）
婦人団体の任務（58）	婦人団体の任務（58）	第5章 最高憲法裁判所（155～158）
青年団体の任務（59）	青年団体の任務（59）	第6章 憲法改正（159～160）
農民・その他の団体の任務（60）	農民・その他の団体の任務（60）	第7章 総則及び暫定規定（145, 146）
協同組合の任務（61）	協同組合の任務（61）	第11節 総則規定（161～165）
第3部 国家権力機関（62～115）	第1章 人民最高会議（63～90）	第2節 暫定規定（166～170）
人民最高会議	人民最高会議	人民最高会議成員の

		非常事態・戦争状態 における憲法停止 (168)
選挙権・被選挙権 (68, 70)	人民最高会議成員の リコール権 (87)	非常事態・総動員・ 防衛状態の宣言 (92)
第2章 大統領評議会 (91~100)	第3章 閣僚評議会 (101~112)	第4章 地方の国家權 力機關とその行政 (113~115)
	第4部 民主的法律及 び司法 (116~124)	第4部 国の防衛及び 安全 (125~130)
	司法權の行使における 漸次的な市民参加 (123)	兵役の義務 (126)
	第5部 国の防衛及び 安全 (125~130)	第6部 経過及び最終 規定 (131~135)

エジプト・アラブ共和国憲法 (1971/9/12公布)	モロッコ王国憲法 (1972/3/9公布)	シリア・アラブ共和国恒久憲法 (1973/3/12公布)	スーダン民主共和国 恒久憲法 (1973/4/14公布)	バハーレーン国憲法 (1973/5/26公布)	イエメン・アラブ共和国暫定憲法 (1974/6/19公布)
第1章 国家(1~6) 勤労者人民の連帯に基盤をおく民主的社会主义国家(1) イスラーム国教規定, イスラームの聖典に おける諸原則は立法の主要な源泉(2) 人民権(3) 大統領の宗教はイスラーム, イスラーム法は立法の主要な源泉(3) イスラームの至高性, 順守の義務(4) イスラーム国教規定, 宗教実践の自由(6) 市民の政治的権利(8~12) 男女の平等, 選挙権(8) 移動・居住の自由, 意見の自由, 表現の自由, 集会の自由, 結社の自由, 労働組合及び政治組織に加入する自由, 以上の構成要素(7~22) 社会的基本的構成要素(7) 社会的團結(7) 機会均等の保障(8)	前文 第1章 総則 基本原則(1~7) 民主的かつ社会的な立憲君主国(1) 国民主権, 国民投票権(2) 单一政党の禁止(3) 法律の至高性, 順守の義務(4) イスラームの指導性(5) イスラームの私的事項法の尊重(9) (13~20) 搾取の終焉を目指とする社会主義経済計画化(13)	前文 第1章 基本原理 第1節 政治原理 (1~12) 民主・人民・社会主義の主権国家(1) 人民主権(2) 共和制, 人民主権(2) 大統領の宗教はイスラーム, イスラーム法は立法の主要な源泉(3) イスラームの至高性, 順守の義務(4) イスラーム国教規定, 宗教実践の自由(6) 市民の政治的権利(8~12) 男女の平等, 選挙権(8) 移動・居住の自由, 意見の自由, 表現の自由, 集会の自由, 結社の自由, 労働組合及び政治組織に加入する自由, 以上の構成要素(7~22) 社会的團結(7) 機会均等の保障(8)	前文 第1部 主権及び國家 (1~13) 单一の民主社会主义主権共和国(1) 人民主権(2) スーダン社会主義連合の一党制・指導性(4) 選挙権, 国民投票権(5) 南部地区に地方自治政庁(8) イスラームの法及び習慣は立法の主要源泉, 非イスラーム教徒の私的事項法の尊重(9) (13~20) 搾取の終焉を目指とする社会主義経済計画化(13)	前文 第1部 國家(1~3) 独立・主権・イスラーム統治は世襲, 政治形態は民主制, すべての権限の源泉は人民, 市民の選挙権を初めとする政治的権利(1) イスラーム国教規定(1) シャリーアは立法の主要源泉(2) イスラームの法及び習慣は立法の主要源泉, 非イスラーム教徒の私的事項法の尊重(9) 第2部 社会の基本的要素(4~16)	前文 第1章 一般原理・國家(1~5) 完全な主権を有するアラブのイスラーム国家, 共和制(1) すべての権威の源泉は人民, 市民の選挙権を初めとする政治的権利(2) イスラーム国教規定(3) シャリーアは法の源泉(4) 祖国防衛義務(5) 第2章 権利及び義務(6~13) 市民の自由・平等・安全・静謐・教育・社会的團結及び機会均等の保障(4) 母子・青年の保護, 老齢・疾病・労働不 <sup>及</sup> の原則(8) 法律の範囲での家庭能力・孤児・寡婦・失業者の市民の社会保障, 民族統一, 勤労人民の不可侵(9)

家庭は社会の基礎(9) 母子保護・青少年発達条件の確保(10) イスラームの聖典の法の範囲での男女平等等(11) 就労の権利・義務、法律の範囲での強制労働の禁止(13) 公職就任権(14) 戦災により不具となった退役軍人とその家族の就効における優先権(15) 法律の範囲での創業権(14)	自由の法律によらない制限の禁止(9) 不法な逮捕・拘禁・刑罰の禁止、法律の範囲での居住の不可侵(10) 通信の秘密(11) 公職就任権(12) 市民の経済的・社会的権利(13~18) 教育及び労働の権利(13) 法律の範囲での創業権(14)	不法・無補償の収用及び私的没収の禁止(9) (15) 農業所有の制限(16) 貯蓄の義務(17) <u>第3節 教育及び文化原理(21~24)</u> 著作権・特許権の保護(24)	の团结、自由・平等の基盤たる家庭の保護(15) イスラーム・キリスト教は主要宗教、宗教的信条による差別の禁止上、宗教及び高貴な哲学思想に対する非難の禁止(16)	社会保険・医療保険の給付、シャリーाによる相続権の保障(14) (5)	社会保険・医療保険の範囲での財産の範囲(14) 不法・無償の収用の範囲(10) 不法・無償の取扱い(11)
文化社会・医療・サービスの保障(16) 健康保険サービス及び病院・老齢・失業者年金の保障(17) 教育を受ける権利、初等教育の義務(18) 宗教教育の重視(19) 国立教育機関の無償(20) 文盲除去のための動員義務(21) 第2節 経済構造	市民の教育的・文化的事業の保障、予備的段階の教育の義務(18) の禁止、宗教及び高貴な哲学思想に対する非難の禁止(16) 大学の学問的独立、研究の自由(19) 非都市地域の開発、病院・診療所設立の自由(7) 身体の自由、市民の尊厳と安全、法の優越、法の前の平等、機会均等の保障(25) 政治・経済・社会・文化生活に参加する権利(26)	市民の教育的・文化的事業の保障、予備的段階の教育の義務(18) の禁止、宗教及び高貴な哲学思想に対する非難の禁止(16) 大学の学問的独立、研究の自由(19) 非都市地域の開発、病院・診療所設立の自由(7) 身体の自由、市民の尊厳と安全、法の優越、法の前の平等、機会均等の保障(25) 政治・経済・社会・文化生活に参加する権利(26)	市民の教育的・文化的事業の保障、予備的段階の教育の義務(18) の禁止、宗教及び高貴な哲学思想に対する非難の禁止(16) 大学の学問的独立、研究の自由(19) 非都市地域の開発、病院・診療所設立の自由(7) 身体の自由、市民の尊厳と安全、法の優越、法の前の平等、機会均等の保障(25) 政治・経済・社会・文化生活に参加する権利(26)	社会保険・医療保険の範囲での財産の範囲(14) 不法・無償の収用の範囲(10) 不法・無償の取扱い(11)	社会保険・医療保険の範囲での財産の範囲(14) 不法・無償の収用の範囲(10) 不法・無償の取扱い(11)
第2章 国王 (19~35)	代議院議長との協議の後で国王が非常態を宣言する権利	青年・母子・退役軍人・戦争被災者・遭難者の保護(26, 27, 28) 文盲撲滅、成人教育推進義務(29)	青年・母子・退役軍人・戦争被災者・遭難者の保護(26, 27, 28) 文盲撲滅、成人教育推進義務(29)	軍司令部評議会議長が革命と共和政体保持のために主権を行使(14) 第4章 権利 (18~20)	軍司令部評議会議長が革命と共和政体保持のために主権を行使(14) 第4章 権利 (18~20)
天災被害の連帯責任	天災被害の連帯責任	天災被害の連帯責任	天災被害の連帯責任	天災被害の連帯責任	天災被害の連帯責任

(23~39) 経済の計画化(23, 24) 自己労働の非採用財 産に従つて分配を受 ける権利(25)労働者 の企業管理への参加 (26) 協同組合の保護・獎 励(28) 所有権の人民統制 (29) 国有財産の保護義務 (33)私有財産の不可 侵、相続権の保障 (34)不法・無補償の 国有化の禁止(35) 財産の全面的没収の 禁止(36) 農業所有の制限(37) 貯蓄の義務(38) 第3節 自由、権利, 及び公共的義務 (40~63) 法の前の平等(40) 身体の自由、裁判官 又は檢事による社会	法律の範囲での住居 の不可侵(31) 通言の秘密(32) 代門投票の禁止(36) 代議院議員の3分の 2の直接・秘密投票 (43) 閣僚會議の審議を經 た勅令による30日間 の戒厳令(48) 第4章 政府 (58~65) 第5章 諸権力間の関 係(66~75) 勅令により国民投票 とされた法案への投 票権(68, 69) 第6章 司法 (76~81) 第7章 司法高等法院 (82~86) 第8章 地方公共団体 (87~89) 第9章 國家開発・計 画最高會議(90~93) 第10章 最高裁判所	第2章 経済原則 (30~37) 社会主义経済、基本 的生産手段の国有化 (30, 31)公益に反しな い範囲での私的所有 権・相続権・寄付の 保障(33)不法・無補 償な没収の禁止(34) 公有財産保護義務 (35)労働の権利・義 務、労働条件の保障 (36)資源の国有化(37) 第3部 自由、権利及 び義務(38~58) 法の前の平等(38) 教育の義務(37) 意見を表現する権利、 監督及び建設的批判 の権利、法律の範囲 内の新聞・印刷・ 出版の自由(38) 憲法の原理の範囲内 での平和的集会・示 威進行の権利(39)	と、戦災への国家補 償(12) 労働の義務・権利、 職業選択の権利、勞 働条件の公正、強制 労働禁止、労使間関 係の規制(13) 納税義務(15) 公職就任権(16) 第3部 国民の権利及 び義務(17~31) 国外追放の禁止(17) 身体の自由、法的手 続きをの保障、拷問・ 屈辱的処遇の禁止、 誘導・脅迫による陳 述・自白の無効、居 住・移転の自由(18) 罪刑法法定主義、一身 専属性、法的手続き の保障、弁護権、拷 問禁止、訴訟の権利 (20) 政治的亡命者引き渡 しの禁止(21) 良心の自由、礼拝の
---	--	---	--

の安全の保護のため の命令によらない予 防拘禁の禁止(41) 屈辱的処遇・虐待の 禁止、脅迫による供 述書の無効(42) 生活の不可侵、法律 の範囲での通信の秘 密(45)信教及びその 実践の自由(46)言論 の自由、意見表明・ 表現の自由(47)出 版・印刷・発行・そ の他情報伝達の自由, 非常事態・戦時下以 外の検査の禁止(48) 科学的研究の自由 (49)法律の範囲での 居住・移転の自由 (50)国外追放の禁止 (51)法律の範囲での 国外移住の自由(52)	憲法部(94~97) <u>第11章 憲法改正</u> (98~101) 憲法改正案への国民 投票権(100) 君主制及びイスラエ ムに関する憲法規定 の改正の禁止 (101)	通信の秘密(42)法律 の範囲での住居の不 可侵、慣行による 宗教的儀式・行進・ 集会の自由(22) 司長(43)政治的に命 者送還の禁止(44) 選挙・国民投票権 機密保護義務(42) 家庭・婚姻・母子・ 青少年の保護(44) 女性の発展・社会参 加の保障(45) 非常時・疾病・障 害・孤児・老齢の市 民の安全の保障、健 康保護、医療の保障 (46)	通信の秘密(42)法律 の範囲での住居の不 可侵、慣行による 宗教的儀式・行進・ 集会の自由(22) 意見・科学的研究の 自由、意見表明の自 由(23) 公共秩序・道徳に反 しない範囲での宗教 版・印刷・発行の自 由(24)	意見・表現の自由 (48) 法律の範囲での新聞 の不可長、通信の秘 密(25, 26) 法律の範囲での新聞 の自由、人民の目標 のための国家の指導 社・労働組合結成の 自由(27) 平和的集会・行進の 事前許可・通知・治 安軍人の同席なしに 私的集会を開く権利 の労働組合・協 会・協同組合結成権 (51)	法律の範囲での強制 労働の禁止(52) 教育を受ける権利 (53)保健・医療の権 利(54)母子の保護, 勤労婦への保障(55)
	<u>第12章 経過規定</u> (102~103)	法律の範囲での住居 の不可長、通信の秘 密(25, 26) 法律の範囲での新聞 の自由、人民の目標 のための国家の指導 社・労働組合結成の 自由(27) 平和的集会・行進の 事前許可・通知・治 安軍人の同席なしに 私的集会を開く権利 の労働組合・協 会・協同組合結成権 (51)	法律の範囲での強制 労働の禁止(52) 教育を受ける権利 (53)保健・医療の権 利(54)母子の保護, 勤労婦への保障(55)		

政治的亡命者引き渡しの禁止(53) 事前通告・治安機關の同席なしに平和的集会・私的会合を行う権利、法律の範囲での公的会合・行進・集会の権利(54) 法律の範囲での結社の権利、反体制・秘密・軍事組織の禁上(55) 労働組合結成権(56) 権利侵害に対する國家補償の保障(57) 祖国防衛・兵役義務(58)	等選挙(50) 人民議会議員の少なくとも半数は労働者及び農民(53) 選挙権(54) 国内外労働者の人民議会議員への立候補権(56) 選挙人の代表者選択の自由、選挙の保全、候補者の投票監視権、選挙への處罰(57)	機会の平等、労働機会・労働条件・賃金差別の禁止(56) 国土防衛・憲法擁護義務(57) 違憲立法の無効を求める提訴権(58)	機会の平等、労働機会・労働条件・賃金差別の禁止(56) 国土防衛・憲法擁護義務(57) 違憲立法の無効を求める提訴権(58)	第4部 壓力 (32~103) 第1章 首長 (33~41)
		攻撃的戦争の禁止、勅令による戒厳(36) 緊急時の勅令(38) 勅令による法律の停止修正(39)	攻撃的戦争の禁止、勅令による戒厳(36) 緊急時の勅令(38) 勅令による法律の停止修正(39)	第2章 立法権 (42~82)
社会主義の達成の保護・強化義務(59) 国家統一・国家秘密の保持義務(60) 納稅義務(61) 選挙・非選挙権、公共投票の権利、公共生活参加義務(62) 公的機関に異議を提	アラブ・バース党地域指導部の提案する大統領候補者への人民投票権(84)	国民議会の普通・秘密・直接選挙(43) 被選挙権(44) (63) 連帯無く公正な裁判を受ける権利 (64)	国民議会の普通・秘密・直接選挙(43) 被選挙権(44) (63) 連帯無く公正な裁判を受ける権利 (64)	第3章 行政権 第1節 内閣 (83~87)
		尋問における拷問・唆し・脅迫の禁止、その場合の自白・陳述の無効、賠償請求権(65) 不法な逮捕・拘留の禁止(66) 法的手続きの保障、弁護権、不遵及の原則、罪刑法定主義、非人間的待遇・残虐刑の	尋問における拷問・唆し・脅迫の禁止、その場合の自白・陳述の無効、賠償請求権(65) 不法な逮捕・拘留の禁止(66) 法的手手続きの保障、弁護権、不遵及の原則、罪刑法定主義、非人間的待遇・残虐刑の	第2節 財政 (88~100) 不法な徵税の禁止 (88)
	大統領の戦争及び総動員令・非常事態宣言(100, 101) 大統領提案への人民投票権(112)	第4章 司法権 (101~103) 第5部 一般規定及び最終規則(104~109) 世襲統治原則・自由	大統領の戦争及び総動員令・非常事態宣言(100, 101) 大統領提案への人民投票権(112)	第4章 司法権 (101~103) 第5部 一般規定及び最終規則(104~109) 世襲統治原則・自由

<p><u>出する権利(63)</u></p> <p><u>第4節 法の至上性(64~72)</u></p> <p>刑罰の一身専属性・不廻及の原則(66)</p> <p>法的手続きの保障、弁護権(67)訴訟・提訴の権利(68)弁護権(69)法的手続きの保障(70, 71, 72)</p> <p><u>第5節 組合制度(73~85)</u></p> <p>大統領緊急措置(74)</p> <p>人民議会が指名する大統領候補への人民投票権(76)</p> <p><u>第3章 立法律(86~136)</u></p> <p>少なくとも半数は労働者・農民からなる人民議会の議員選挙の際の秘密・直接投票(87)</p> <p>国家及び公的部門労働者の人民議会議員への立候補権(89)</p>	<p>大統領の緊急措置(113)</p> <p><u>大臣会議(115~128)</u></p> <p><u>第3節 地方人民評議(129~130)</u></p> <p><u>第3章 司法権(131~138)</u></p> <p><u>第1節 裁判官及び検察官(131~138)</u></p> <p><u>第2節 最高憲法裁判所(139~148)</u></p> <p><u>第3節 憲法改正(149)</u></p> <p><u>第4章 総則及び経過規定(150~156)</u></p>	<p>禁止、妊娠・未成年への死刑の禁止(68~75)</p> <p>公共の安全・公共福祉の緊急時以外の自由及び権利の制限の禁止(79)</p> <p><u>第5部 共和国大統領(80~117)</u></p> <p>スターラン社会主義連合が大統領を任命(80)</p> <p>重大緊急の場合の大統領暫定共和国令(106)</p> <p>30日以内の非常事態宣言により裁判所に提訴する権利以外の自由及び権利を停止する大統領の権利(111)</p> <p>人民議会議員の3分の2以上または大統領の提起する国民投票への投票権(109, 117)</p>
---	--	---

大統領の例外的権限 (108)	不法な徵税の禁止 (119)	第6部 <u>立法権</u> 第1章 <u>人民議会</u> (118~153)
第4章 <u>行政権</u> 第1節 共和国大統領 (137~152)	大統領の緊急措置・ 非常事態宣言 (147, 148)	人民議會議員の被選 挙権(122) 国家及び公的部門の 労働者の人民議會議 員への立候補権(144) 第2章 <u>法律案</u> (154~158)
第2節 <u>政付</u> (153~160)	第3章 <u>財政法案</u> (159~180)	第3章 <u>財政法案</u> (159~180)
第3節 <u>地方行政</u> (161~163)	第4章 <u>監査委員会</u> (181)	第4章 <u>監査委員会</u> (181)
少なくとも半数は労 働者・農民を代表す る地方人民議會議員 の秘密・直接選挙 (162)	第7部 <u>地域人民政府</u> (182~184)	第7部 <u>地方政府</u> (182~184)
第4節 <u>特別の評議会</u> (164)	第8部 <u>司法権</u> 第1章 <u>司法部</u> (185~195)	第8部 <u>司法権</u> 第1章 <u>司法部</u> (185~195)
第5章 <u>司法権</u> (165~173)	第2章 <u>軍法会議</u> (196)	第2章 <u>軍法会議</u> (196)
司法行政への人民参 加(170)	第9部 <u>法務長官</u> (197)	第9部 <u>法務長官</u> (197)
第6章 <u>最高憲法裁判</u> (198~205)	第10部 <u>人民軍、治 安隊、及び公共業務 機関</u> (198~205)	第10部 <u>人民軍、治 安隊、及び公共業務 機関</u> (198~205)

所(174~178) 第7章 <u>社会主義検察</u> 長官(179)	国家以外の軍隊的組織の禁止(180) 第8章 <u>軍隊及び国防評議会</u> (180~183)	国家以外の軍隊的組織の禁止(180) 第9章 <u>警察</u> (184) 第10章 <u>一般規定及び暫定規定</u> (185~193)	不適切の原則(187) 憲法改正案への人民投票権(189)	第1章 <u>人民軍</u> (199~200) 国家以外の軍隊的組織の禁止(200) 第2章 <u>治安警</u> (201) 第3章 <u>公共業務機關</u> (202~204)	行政当局の決定に不服を申し立て、訴える権利(204) 第4章 <u>文官委員会</u> (205) 第11部 <u>会計検査院</u> 長(206~215) 第12部 <u>選挙委員会</u> (216) 第13部 <u>総則及び暫定規定</u>	第1章 <u>総則</u> (217~220) 大統領と人民議会が憲法改正について不一致の際の国民投票権(218) 第2章 <u>暫定規定</u> (221~225)
--	--	--	----------------------------------	---	--	---

サハラ・アラブ民主共和国憲法 (1976/8/30公布)	アルジェリア民主人民共和国憲法 (1976/11/19公布)		
前文	前文	第1編 アルジェリア社会の組織の基本原則	
第1章 基本原則 (1~11)	第1章 共和国 (1~9)	第1章 共和国 (1~9)	
イスラーム国教・法の源泉規定(3) 祖国と自由とを防衛する義務(4) 家族が社会の基礎道徳と宗教に基づく法の前の平等(6)	民主人民共和国、社会主義国(1) イスラーム国教規定(2) 国民憲章は国家政策・法律・憲法解釈の源泉(6)	民主人民共和国、社会主義国(1) イスラーム国教規定(2) 国民憲章は国家政策・法律・憲法解釈の源泉(6)	
イスラーム国教・法の源泉規定(3) 祖国と自由とを防衛する義務(4) 家族が社会の基礎道徳と宗教に基づく法の前の平等(6) 法律と人民の利益に反しない範囲での表現の自由、教育・衛生的社會的保護の保障(7) 搾取を伴わない私的所有の保障(8)	人民議会の大多数は勤労者と農民で構成(8) 人民の後戻りできない選択は社会主義(10) 農地・天然資源・銀行・保険会社・鉄行(12~20)	第2章 社会主義 (10~24)	
納稅義務(9) 政治的亡命の保障(10)	第2章 統治制度		

革命指導部評議会が主権と立法事項に關し権限を有する(12)	道・船舶輸送・港湾・情報手段・テレビ及びラジオ放送・地上輸送の主要手段等並びに對外貿易・卸売商業の独占権は不可逆的な国家財産(14)		手続きの保障(45, 46, 51) 誤審に対する国家補償(47) 個人の不可侵(48) 私生活・市民の名誉の不可侵、通信の秘密(49)	選挙権・被選挙権(58) 第24条の範囲での勤労の権利、国民総生産の一部を受け取る権利、勤労の義務(59) 法律の範囲での組合結成権(60)	業の無料(67) 外国人の身体及び財産の保護(68, 69) 政治的二命者引き渡し禁止(70) 自己の自由と身体の不可侵の保障(71) 職権濫用の禁止(72)
	第3章 立法権(21~22)	第4章 司法権(23~29)	市民の物質的・精神的必要性、特に尊厳と安全の保障、外国人に居住する市民の保護(33)	法律の範囲での休息、拘禁期間・条件の制限(52) 良心・言論の自由(53)	憲法・民族集團の本質的利益・人民と国土の統一性・國の内外の安全・社會主義革命を侵害する目的で權利及び自由を濫用する者へのその剥奪(73)
革命指導部評議会が主権と立法事項に關し権限を有する(12)	文化革命・農業革命・工業革命・地域均衡・社会主義的管理制度は社会主義の基盤(18)	女性の政治的・経済的・社会的・文化的寄生的存在の廃止、国家による労働の特定(24)	法律の範囲での知的・芸術的・科学的創作の自由、著作権の保護(54) 社会主義革命の範囲での表現と集会の自由(55)	法律の範囲での休息、拘禁期間・条件の制限(52) 市民の生活保障(63, 64) 家庭・母性・幼児・青年・老年の保護(65)	第5章 市民の義務(74) (74~81) 憲法・法律への服従義務(74) 公共財産と民族集團の利益と社會主義革命の獲得物の尊重・人民の生活水準向上のための行動・労働の義務(75)
第5章 過渡的一般規定(30~31)	市民間の平等の保障(39, 40)	公職就任権(38)	公職就任権(38)	法律の範囲での休息、拘禁期間・条件の制限(52) 市民の生活保障(63, 64) 家庭・母性・幼児・青年・老年の保護(65)	第5章 市民の義務(74) (74~81) 憲法・法律への服従義務(74) 公共財産と民族集團の利益と社會主義革命の獲得物の尊重・人民の生活水準向上のための行動・労働の義務(75)
第3章 国家	不遵及の原則、法的	公職就任権(44)	公職就任権(44)	法律の範囲での自由(56) 移動の自由、法律の移動の自由、法律の範囲での出国の自由(57)	不遵及の原則、法的 の権利、公共保健事

右欄へ続く

祖国防衛・国家機密擁護義務 (76, 77) 納税義務 (78) 子供を教育・擁護する義務、難を扶養する子供の義務 (79) 他人の権利・自由・尊厳を尊重する義務 (80) 女性の社会主义建設・民族発展への参 加義務 (81) 第6章 人民軍 (82~85) 兵役義務 (84) 解放戦争の退役軍人及び関係者の保護 (85) 第7章 外交政策の基 本原則 (86~93) 侵略戦争の禁止 (89)	▶ 第2編 権力とその組 織 第1章 政治的機能 (94~103) 民族解放戦線の單一政党 (94, 95) 民族解放戦線の指導性 (96) (98) 国家の主要な地位は 国家の幹部要員によっ て充足 (102) 第2章 行政権 (104~125) 民族解放戦線の指名する大統領候補への投票権 (105) 大統領の被選挙権 (107) 大統領の非常事態・戒厳・例外事態宣言 (119, 120) 戦争状態での大統領の全権掌握 (123) ▶ 第3章 立法権	▶ (126~163) 党の指導者の指名する人民議会議員候補への投票権 (128) 人民議会閉会中の大統領の立法権 (153) 第4章 司法権 (164~182) 裁判を受ける権利 (165) 幷護権 (176) 第5章 監督権 (183~190) 第6章 憲法制定の機 能について (191~196) 共和政体・国教・社会主義・基本的自由・直接かつ秘密投票原則・国土保全についての憲法改正の禁止 (195) 第3編 雜則 (197~199)
---	---	---

(出所) 筆者作成。憲法典のテキストについては、注(1)を参照のこと。

第3表 アラブ諸国憲法一覧

憲法典	クウェイト国憲法	イエメン・アラブ共和国暫定憲法	チュニジア共和国憲法	イラク共和国暫定憲法	アラブ連邦憲法	アラブ連合共和国暫定憲法	エジプト共和国憲法	エジプト共和国暫定憲法	エジプト暫定憲法	シリア共和国憲法	ヨルダン・ハーシム王国憲法	リビア王国連邦憲法	シリア共和国憲法	ヨルダン・ハーシム王国憲法	エジプト暫定憲法	アラブ連邦憲法	オスマント憲法	エジプト憲法	イラク国憲法	イスラム基本法
公布年	1876	1923	'25	'26	'26	'46	'50	'51	'51	'53	'53	'56	'56	'58	'58	'58	'59	'62	'62	
条文の数	119	170	123	102	79	79	166	213	131	11	129	121	196	73	80	30	76	155	183	
法の前の平等	17	3	6	7	—	6	7	11	6	2	8	4	31	7	8	9	6	22	29	
女性の地位	—	—	—	—	—	—	(38)	102	—	—	39 43	—	(19)	—	—	—	—	—	—	
身体の自由	10	4	7	8	—	7	10	15 ~17	12 8	7 3	9 10	6	32 34	(8) 10	(8)	11	5	23 25	30	
居住・移転の自由	—	(7)	—	—	—	9	19	18	9	—	18	—	(39)	—	8	—	10	—	31	
住居の不可侵	22	9	8	14	—	10	12	19	10	3	11	—	41	—	(8)	—	9	31	38	
通信の秘密	—	11	15	—	—	20	13	20	18	—	12	—	42	—	(8)	—	9	32	39	
信教の自由	11	12	13	9	—	16	3	21	14	4	3	5	43	—	(8)	12	5	—	35	
良心・思想・意見の自由	—	14	—	9	—	—	14	21 22	—	3	13	5	43 44	—	(8)	10	5 8	33	36	
科学的研究の自由	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44	—	—	—	—	33	36	





	9	-	19	36	-	30	32	35	-	-	-	9	47	25	30	-	-	47	9	38	48	23	12	7	55			
	-	-	19	36	-	30	32	-	-	13	26	-	-	-	-	-	-	12	48	-	38	-	24	-	-			
	9	-	(19 (11)	37	-	32	34	-	-	-	26	9	48	39	33	-	12	54	9	39	50	28	-	-	55			
	9	-	(19 (11)	-	-	31	(33)	-	-	-	26	9	-	38	33	-	12	55	9	-	-	27	-	-	56			
	13	26	10 18	38	17	33	35	34	14	8	27	13	27 37	32	(17)	-	12	18	13	37	53	4 7	-	7	66			
	15	9	(11)	16	26	12	17	14	(8)	6 16	16	15	18	12	21	-	12	34	15	14 (17)	33	9	-	8	16			
	-	25	(11)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	13	-	35 36	15	15	34	9	10	-	-			
	-	8	-	-	-	-	-	-	-	(6)	(16)	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	34	-	-	-	-	-	-	-	13	-	-		
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	34	-	-	13	-	-	52	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(38)	-	-	-	-	63	-	-	(204)	29	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57	-	-	65	-	-	47	-		
	-	-	(11)	-	-	-	-	-	-	30	-	60	-	42	148	41	-	12	68	-	28	58 64	20	-	-	165		
	12	-	(11)	-	-	-	-	-	-	-	30	12	-	-	35	-	-	14	12	-	46	16	-	-	38 44			
	8 74 107	44	-	13 27	45 73	50 101	-	39	40	-	-	45 ~47	-	36 66 99	43 67 87	68 70	-	-	15	12	62 87 162 189	76 84 100	26 68 112	50 69 112	45 43 44	1 43 44	-	58 105 107 128
	13	-	10	21	18	17	11	33	4	6	32	13	35	38	(20)	-	12	13	13	36	36	9 13	-	-	59			
	9	-	20	41	18	31	33	42	-	-	26	9	(56 57)	-	-	-	-	56	9	48	51	27	-	-	60			
	14	-	20	-	-	-	-	-	-	-	14	-	-	-	-	-	-	14	-	-	-	-	-	-	(61)			



-	14 27	16 42	20 19	15 16 36	9 37	40	(15)	(7)	32 33	-	35 36	35 42	16 19	-	12	16 17	-	46 47	2024 2027 54	5 8	-	7	33 64 65 67	
-	-	-	17	27	13	18	-	-	17	-	19	-	-	-	-	37	-	16	-	-	-	-	-	
-	-	23 27	3	-	-	-	7	-	-	-	7	-	-	6	62	5	-	8	4	-	-	(13)	94 ~96 98 -102	
6	3	4	5	(3)	3	3	(3)	2	1	4	6	46	2	7	-	(6)	2	6	(3)	(9) (16)	1 2	1 3	3	2
-	3	-	-	3	-	3	3	-	1	-	-	-	3	7	-	6	2	-	3	9	2	4	3	-
17	-	-	44	21	38	-	37	-	-	35	17	54	40	42 133	-	-	61	17	41	-	15	-	9	78
-	-	18	-	-	-	-	34	14	-	27	-	-	-	17	-	-	18 (21)	-	37	(29)	7	-	-	66
-	-	-	15	-	11	-	16	-	-	15	-	52	14	22	10	-	33	-	14	35	9	-	-	75
16	28	-	43	21	37	38	36	16	-	31	16	51 126	41	43	-	-	58	16	40	23 57	30	5	4	76 84
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	-	-	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51	-	-	-	-	59	-	40	57	-	-	-	75 81 (女性)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	-	42	-	-	-	-	75 81 (女性)
-	-	-	21	18	17	11	33	4	-	32	-	35	-	-	-	-	13	-	36	36	13	-	-	59 75
-	-	-	45	-	39	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	-	42	-	-	-	-	77

[備考] ◆を付した憲法がアラブ社会主義憲法。人権カタログの項目の数字は憲法の条文を示す。

条文に直截に明記されていない関連条文については、( )で括って示した。内容については、第2表を参照されたい。

(出所) 第2表より作成。

## 〔注〕

- (1) 本章で対象としたアラブ諸国は、アラブ連盟加盟国のうち、モーリタニア、ソマリア、ジブチ、及びこの時期には憲法典をもたないオマーン、パレスチナを除く17カ国にサハラ・アラブ民主共和国（西サハラ）を加えた18カ国である。また本節で用いた憲法典には、すべて和訳があるが、アラビア語からの翻訳ではない。浦野起央・西修編著『資料体系 アジア・アフリカ国際関係政治社会史 第7巻 憲法資料 中東』、『同、第8巻 憲法資料 アフリカI』パビルス出版1979年。なお、衆議院法制局他編『和訳 各国憲法集』1955年、『同、(続)』1957年、『同、(第三集)』1960年にも次の憲法の和訳があるが、同様に英語、フランス語からの訳である。リビア王国憲法(1951年)、イラク王国憲法(1924年)、エジプト共和国憲法(1956年)、サウジアラビア王国憲法(ヒジャーズ王国憲法、1926年、他)、シリア憲法(1950年)、アラブ連合共和国暫定憲法(1958年)、チュニジア共和国憲法(1959年)、ヨルダン・ハシミテ王国憲法(1952年)、レバノン憲法(1926年)。なお、アラビア語、フランス語、英語の以下の書物によって、次のような憲法典については、それぞれの言語のものを参照できた。*jāmi'a al-duwal al-'arabiya, dasātīr al-bilād al-'arabiya* (アラブ諸国憲法)、カイロ、*jāmi'a al-duwal al-'arabiya*, 1955年; エジプト憲法(1923年)、イラク国憲法(1925年)、レバノン共和国憲法(1926年)、トランシヨルダン憲法(1946年)、シリア共和国憲法(1950年)、ヨルダン・ハーシム王国憲法(1951年)、リビア王国憲法(1951年)、エジプト暫定憲法(1953年)、シリア憲法(1953年)。*Hilmī, Mahmūd, dustūr al-kuwayt wa al-dasātīr al-'arabiya al-mu'āsira* (クウェイト憲法と現代アラブ憲法)、アルクウェイト、zāt al-silāsil, 1988年; チュニジア共和国憲法(1959年)、クウェイト国憲法(1962年)、イエメン・アラブ共和国恒久憲法(1970年)、モロッコ王国憲法(1972年)。*Godchot, J. E., Les constitutions du Proche et du Moyen-orient*, パリ, Sirey, 1957年; イラク国憲法(1925年)、レバノン共和国憲法(1926年)、ヒジャーズ王国憲法(1926年)、シリア共和国憲法(1950年)、ヨルダン・ハーシム王国憲法(1951年)、リビア王国憲法(1951年)、スーダン暫定憲法(1956年)、エジプト共和国憲法(1956年)。Davis, Helen Miller, *Constitutions, Electoral Laws, Treaties, of the Near and Middle East*, ニューヨーク, AMS Press, 1970年(初版, Duke University Press, 1953年); エジプト憲法(1923年)[フランス語]、イラク憲法(1925年)、レバノン憲法(1926年)、ヒジャーズ王国憲法(1926年)、トランシヨルダン憲法(1946年)、シリア共和国憲法(1950年)。Peaslee, Amos J., *Constitutions of Nations (Revised Third Edition)*, Vol. I, II, ハーグ, Martinus Nijhoff, 1965, 1966年; アルジェリア憲法(1963年)、リビア憲法(1951年)、モロッコ憲法(1962年)、チュニジア憲法(1959年)、アラブ連合憲法(1964年)、イラク憲法(1964年)、ヨルダン憲法

(1951年), クウェイト憲法(1962年), レバノン憲法(1926年), ヒジャーズ王国憲法(1926年), シリア憲法(1964年), イエメン共和国憲法(1962年)。Asian-African Legal Consultative Committee, *Constitutions of Asian Countries*, ボンベイ, N. M. Tripathi Private Ltd., 1968年; イラク憲法(1964年), ヨルダン憲法(1952年), クウェイト憲法(1962年), レバノン憲法(1926年), シリア憲法(1964年)。Asian-African Legal Consultative Committee, *Constitutions of African States*, Vol. 1, 2, ニューデリー, Asian-African Legal Consultative Committee, 1972年; アルジェリア憲法(1963年), リビア憲法(1969年), モロッコ憲法(1962年), チュニジア憲法(1959年), エジプト憲法(1971年)。

隨時刊行され, 年表と文献案内が充実しているシリーズものとして, Blaustein, A. P. et al. (eds.), *Constitutions of the Countries of the World*, ニューヨーク, Oceana Publications, Inc., 特にその Historic Constitutions のシリーズには以下のものが英語で, 時にアラビア語テキストとともに収録されている。アルジェリア憲法(1962年, 1976年[アラビア語含む]), パハレーン憲法(1973年), エジプト憲法(1971年), イラク憲法(1970年), リビア憲法(1969年), スーダン憲法(1973年), シリア憲法(1973年), チュニジア憲法(1959年[フランス語, アラビア語含む]), アラブ首長国連邦憲法(1971年), イエメン・アラブ共和国憲法(1970年), ヨルダン憲法(1952年[アラビア語含む]), クウェイト憲法(1962年), レバノン憲法(1926年[アラビア語含む]), モロッコ憲法(1962年, 1972年), カタール憲法(1970年)。また同じ編者, 発行所による *Constitutions of Dependencies and Special Sovereignties* のシリーズには, サハラ・アラブ民主共和国憲法(1976年)が収録されている。なお中断した最も権威あるシリーズである L'Union Académique Internationale et al., *Corpus Constitutionnel, Tome 1, Fascicule 1*, ライデン, E. J. Brill, 1968年にはアルジェリア憲法(1963年)が, フランス語, アラビア語, で収録されている。

政府発行のもので参照できたのは, 次のもののみである。*dustūr al-jumhuriya al-tūnisiya* (チュニジア憲法), n. d. [フランス語, アラビア語], *Interim Constitution of the Republic of Iraq*, バグダード, Dar Al-Jumhuriya Press, 1965年[英語], *Wizāra al-'i'lām, al-dustūr al-mu'aqqat wa ta'dilātuhu*, (暫定憲法及びその改正条項), バグダード, dār al-hurriya li-l-tibā'a, 1976年, *al-dustūr al-lubnāni* (レバノン憲法), ベイルート, *maktab al-dirāsāt al-lubnāniya wa al-'arabiya*, n. d. [フランス語, アラビア語], *al-jumhuriya al-'arabiya al-sūriya, majlis al-sha'b, dustūr al-jumhuriya al-'arabiya al-sūriya* (シリア共和国憲法), n. d. [1973年], Royaume du Maroc, *Constitution*, Imprimerie de Fédala, 1970年[フランス語], Front de Libération Nationale, *Constitution 1976* (アルジェリア憲法), *al-tibā'a al-sha'bīya al-jaysh*, n. d. [フランス語]。

- (2) 人権をめぐる研究状況については、やや古いが、東京大学社会科学研究所編『基本的人権』1～5巻 1968年、が役立った。その後の展開については、樋口陽一『比較憲法 [改訂版]』青林書院 1984年、特に第4、5章の参考文献を参照した。第3世代の人権についての最近のものとして、岡田信弘「古典的人権から第三世代の人権へ」(『ジュリスト』第937号 1989年7月1日)を参照。なおアジアについて、安田信之『アジアの法と社会』三省堂 1987年、特に第4章「国家と個人—基本権一」、中国については、R・ランドル・エドワーズ他著 斎藤恵彦他訳『中国の人権—その歴史と思想と現実と—』有信堂 1990年 (Edwards, R., et al, *Human Rights in Contemporary China*, ニューヨーク, Columbia University Press, 1986) を参照。
- (3) アラブ諸国の側からも、国際人権規約などの人権概念によってアラブ諸国の人権状況を検討し、その改善をはかろうとする試みがある。al-munazzama al-'arabiya li-huqūq al-insān, *huqūq al-insān fī al-watan al-'arabī* (アラブにおける人権)、カイロ、al-munazzama al-'arabiya li-huqūq al-insān, 1987年。1987年以後、このアラブ人権機構によって年次報告が出版されている。アムネスティ・インターナショナルなどの国際人権NGOの報告書とともに、人権状況の考察のためには不可欠の資料だが、本節では、十分に使用できなかった。また、Şabrı, al-Sayyid, *al-nuzum al-dustūriya fī al-bilād al-'arabiya*, (アラブ諸国の憲法体制)、カイロ、jāmi'a al-duwal al-'arabiya, 1956年をはじめ、アラブ諸国の側の憲法学の書物の検討も十分に行えなかった。その意味で、本節は、試論にとどまる。
- (4) 樋口陽一、前掲書、第4章の議論を参照。なお19世紀以来のオスマン帝国の法改革が、ヨーロッパ大陸法の影響下にあったことについて、さしあたり、Liebesny, Herbert J., *The Law of the Near & Middle East : Readings, Cases, & Materials*, ニューヨーク, State University of New York Press, 1975年、第3、4章を参照。
- (5) 社会主義諸国の憲法については、東京大学社会科学研究所編、前掲書、特に第1、3巻に所収の諸論文のほか、斎藤寿『社会主義憲法構造の研究』日本評論社 1986年、特に第3編「社会主義研究における人権原理の構造と特質」を参照。
- (6) たとえば、1971年のエジプト憲法におけるイスラームの規定についての議論を扱ったものとして次のような研究がある。O'Kane, Joseph P., "Islam in the New Egyptian Constitution : Some Discussions in al-Ahrām," *Middle East Journal*, Vol. 26, No. 2, 1972年春季、137～148ページ。また、国教規定についてのモロッコ、チュニジア、アルジェリアの比較論として、安藤勝美「モロッコ憲法に関する一考察」(『アジア経済』第7巻第12号 1966年12月) 8～12ページを参照。
- (7) なお、法律の留保についてのドイツとフランスとの違いについて、樋口陽一、

前掲書の議論を参照。また、イスラム法適用の問題点について、エジプト、サウジアラビア、アフガニスタン、パキスタンについての Liebesny, Herbert J., "Judical Systems in the Near and Middle East: Evolutionary Development and Islamic Revival," *Middle East Journal*, Vol. 37, No. 2, 1983年春季, 202~217ページ、アラブ首長国連邦についての Sfeir, George N., "Source of Law and the Issue of Legitimacy and Rights," 同上誌, Vol. 42, No. 3, 1988年夏季, 436~446ページを参照。

- (8) この時期のシリアにおける階級構造や大土地所有の問題については、さしあたり次の文献を参照。Zakariyā, Khoḍr, *Some Peculiarities of the Class Construction in the Syrian Society* (中東総合研究資料第12号), アジア経済研究所 1984年; Hanna, Abdallah, *Agricultural Problem in Syria : from the early 19th century to 1945* (中東総合研究資料第16号), アジア経済研究所 1985年。